

河南町次世代育成支援行動計画後期計画

(案)

平成22年2月

大阪府南河内郡河南町

目次

第1章 次世代育成支援対策行動計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 国の少子化施策について	1
3. 計画の位置づけ	3
4. 計画の期間など	4
5. 計画の策定体制	4
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状	5
1. 人口・世帯の状況	5
2. 就業の状況	10
3. 保育サービスなどの状況	11
4. 母子保健サービスの状況	15
5. 子育て支援サービスなどの状況	18
6. アンケート調査結果にみる現状と需要	21
第3章 前期計画の施策評価	44
1. 基本目標ごとの施策評価	44
2. 目標事業量の進捗状況	47
第4章 後期計画の基本的な考え方	49
1. 基本理念	49
2. 基本視点	49
3. 基本目標	50
4. 施策の体系	51
第5章 個別施策の展開	52
1. 子どもが健やかに育つ環境づくり	52
2. 子育て家庭の不安や負担を取り除く環境づくり	59
3. 子育てにやさしい環境づくり	63
第6章 後期計画の目標事業量について	71
1. 特定事業の目標事業量について	71
2. 後期計画、特定事業の目標設定	71
第7章 資料	76
1. 河南町次世代育成支援対策地域協議会設置要綱	76
2. 河南町次世代育成支援対策地域協議会委員名簿	78

1. 計画策定の趣旨

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき、すべての子育て家庭を対象として、町が今後進めていく子育ての支援施策の方向性や目標を総合的に定めたもので、地方公共団体に策定が義務づけられた計画です。

これまでの町における取り組みとの継続性を保ちつつ、同時にさまざまな分野の取り組みを総合的かつ一体的に進めるために、町総合計画や関連計画と整合性を持ったものとして策定する必要があります。

本町においても、2005（平成17）年3月に「河南町次世代育成支援行動計画」（以後、「前期計画」という）を策定しました。

計画の期間は、平成17年度から平成21年度までとしており、平成17年度から実施しています子育てセンター事業を中心に、次代を担う子どもたちを心身ともに健やかに育むための施策運営に努めてまいりました。

今回、前期計画が、平成21年度をもって終了となりますので、その評価を行うとともに、現状分析など必要な見直しを行った上で、平成22年度から平成26年度までの「河南町次世代育成支援行動計画後期計画」（以後、「後期計画」という）を策定するものです。

2. 国の少子化施策について

国では、1990（平成2）年の「1.57ショック」を契機に、子どもの数が減少傾向にあることを問題として認識し、子どもを生き育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始めました。

1994（平成6）年12月に「エンゼルプラン」が、また、1999（平成11）年12月には、保育サービス関係ばかりでなく、雇用、母子保健、相談、教育などの事業も加わった「新エンゼルプラン」が策定され5年間推進されました。2002（平成14）年9月にまとめられた「少子化対策プラスワン」では、従来の、保育施策中心の考えに対し、子育て家庭を社会全体が一体となって総合的に取り組むこととされ、その後、「次世代育成支援対策推進法」が**2005（平成17）年4月から施行されました。**

2003（平成15）年7月、議員立法により「少子化社会対策基本法」が成立し、それに基づき、2004年6月、「少子化社会対策大綱」が策定されました。大綱では、3つの視点と4つの重点課題のもとに、28の具体的な行動を掲げ、これを効果的に推進するため、2004（平成16）年12月に「子ども・子育て応援プラン」が制定されました。

2006（平成18）年6月、予想以上の少子化の進行に対処し、「新しい少子化対策について」が決定され、[1]社会全体の意識改革、[2]子どもと家族を大切にす観点からの施策の拡充、という2点を重視し、40項目にわたる具体的な施策を掲げました。

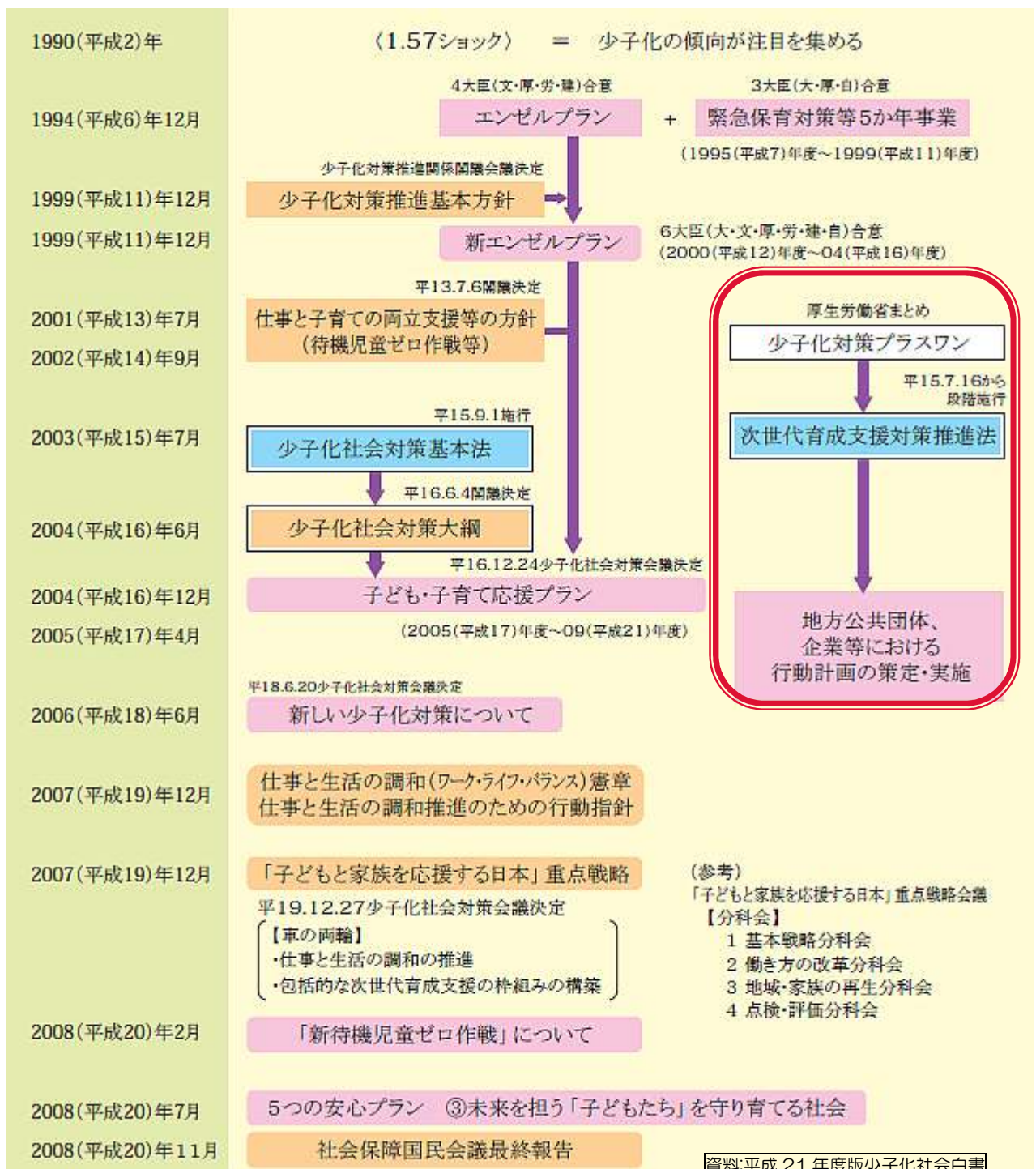
2007（平成19）年に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が決定され重点戦略に反映されています。

また、主に都市部の待機児童を解消するために、2002（平成14）年度から進められてきた「待機児童ゼロ作戦」でしたが、待機児童が増加を続ける現状に対し、保育の質と量の充実強

化を推進するとして、2008（平成20）年2月に「新待機児童ゼロ作戦」が新たに掲げられました。

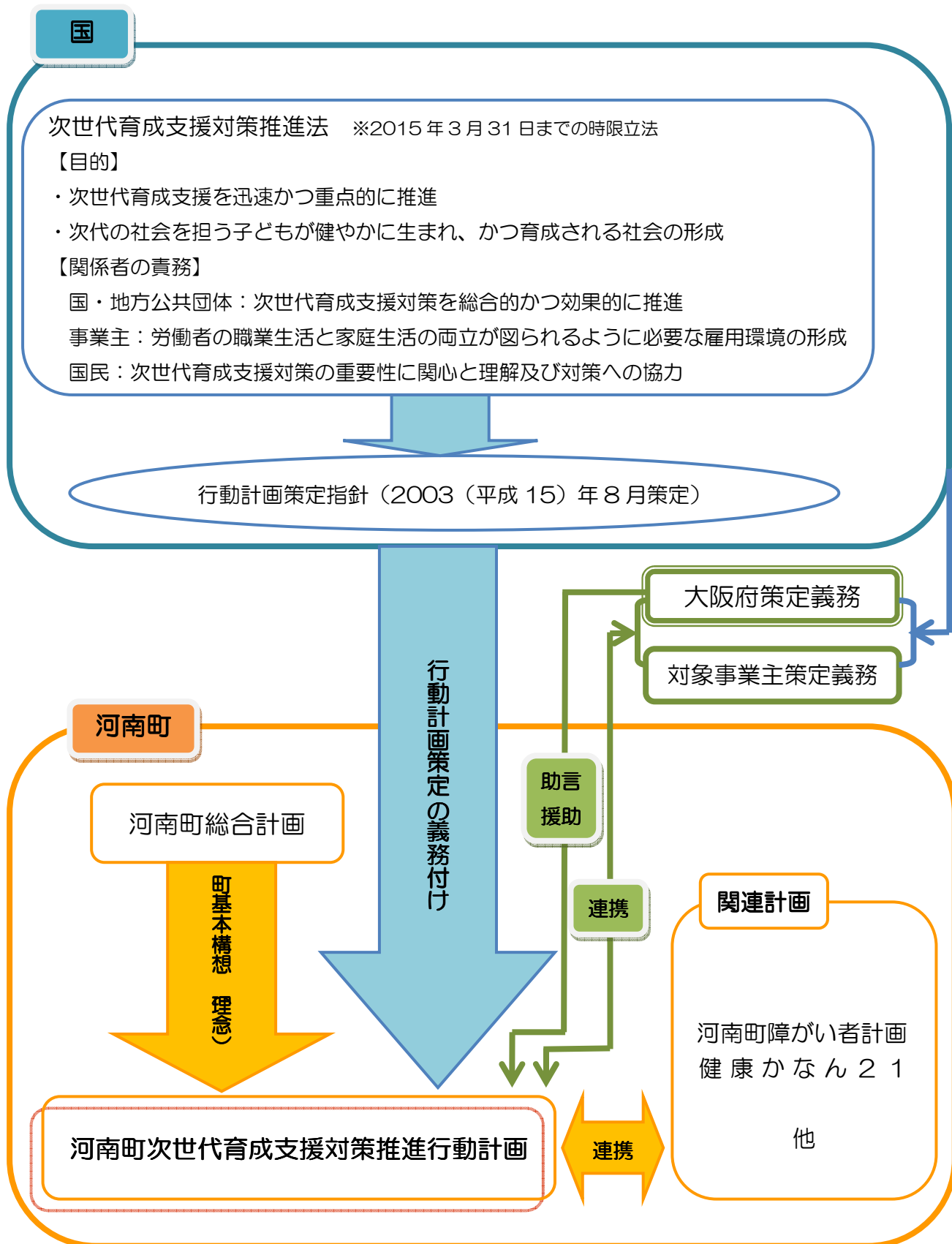
2008（平成20）年7月には、国民の「安心」につながる国民の目線に立った社会保障の方策を検討し、実行に移していくために求められている5つの課題について、「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」が取りまとめられ、さらに同年11月には第9回社会保障国民会議において、社会保障の機能強化のための改革の一環として、少子化・次世代育成支援対策に対し、「未来への投資としての少子化対策」、「仕事と生活の調和の推進」、「子育て支援サービスの充実」、「地域における子育て環境の整備」、「少子化対策に対する思い切った財源投入と新たな制度体系の構築」を課題とした「最終報告」が取りまとめられました。

図 少子化対策の経緯



3. 計画の位置づけ

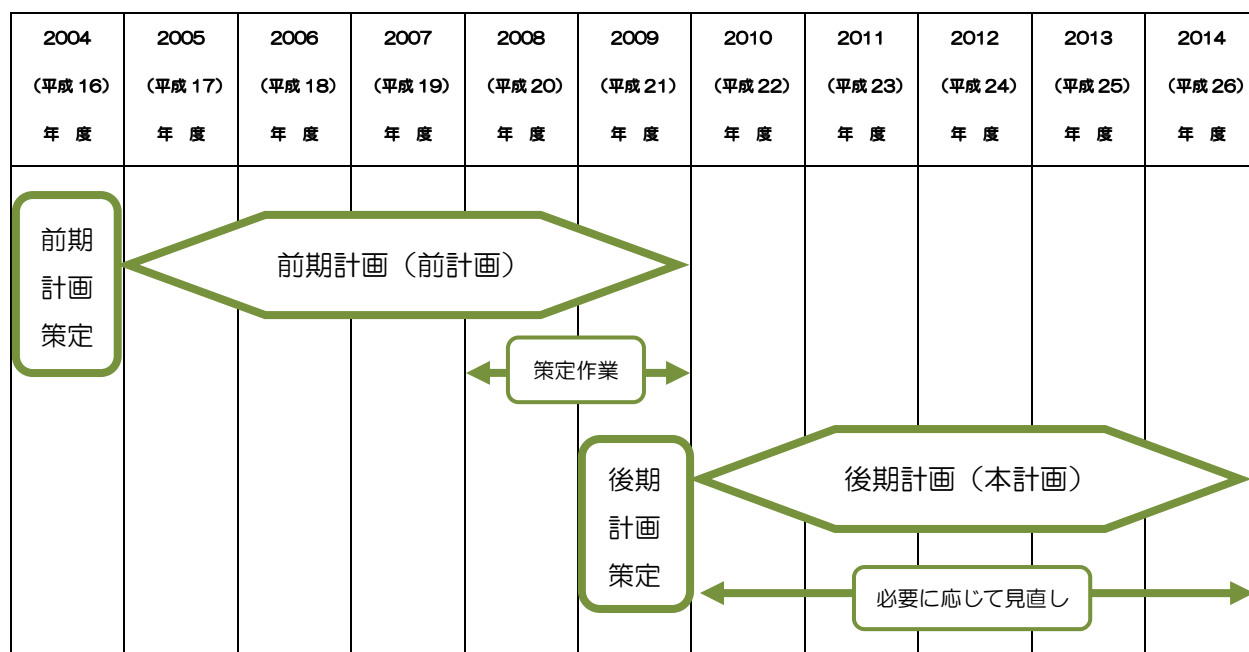
後期計画は、本町の総合的指針といえる「河南町総合計画」を上位計画とし、その理念に沿ったものとし、国、府及び河南町の関連計画などとの連携、調和をはかり策定しています。



4. 計画の期間など

「次世代育成支援対策推進法」では、市町村の定める行動計画の期間を、2005（平成17）年からの5年間を前期計画とし、前期計画に関する必要な見直しを2009（平成21）年に行ったうえで、2010（平成22）年からの5年間を後期計画として定めることとしていますので、それを遵守した形で、平成21年度に後期計画を策定します。

また、今後、子どもやそれをとりまく環境の変化、社会情勢や地域ニーズの変化などが生じた際は、必要に応じて見直しを行います。



5. 計画の策定体制

（1）河南町次世代育成支援対策地域協議会の設置

後期計画の策定にあたり、住民の皆様のご意見を反映させるために行った、委員の一般公募による選出者をはじめ、各関係団体などの選出者により構成された、「河南町次世代育成支援対策地域協議会（以下、地域協議会という）」を設置し、素案の策定をはじめ、計画全体の点検、評価をさせていただき、そのご意見を反映しています。

また、今後必要に応じて計画の見直しが図れるよう、平成22年度以降も引き続き地域協議会を設置します。

（2）アンケート調査の実施

2008（平成20）年9月に就学前児童を持つ保護者世帯794件、就学児童を持つ保護者世帯1,017件、計1,811件に対しアンケート調査を行い、多くのご意見、ご回答をいただきました。

（3）パブリックコメントの実施

町ホームページを通じ、広く、計画策定に対しての、ご意見、ご要望を募集しました。

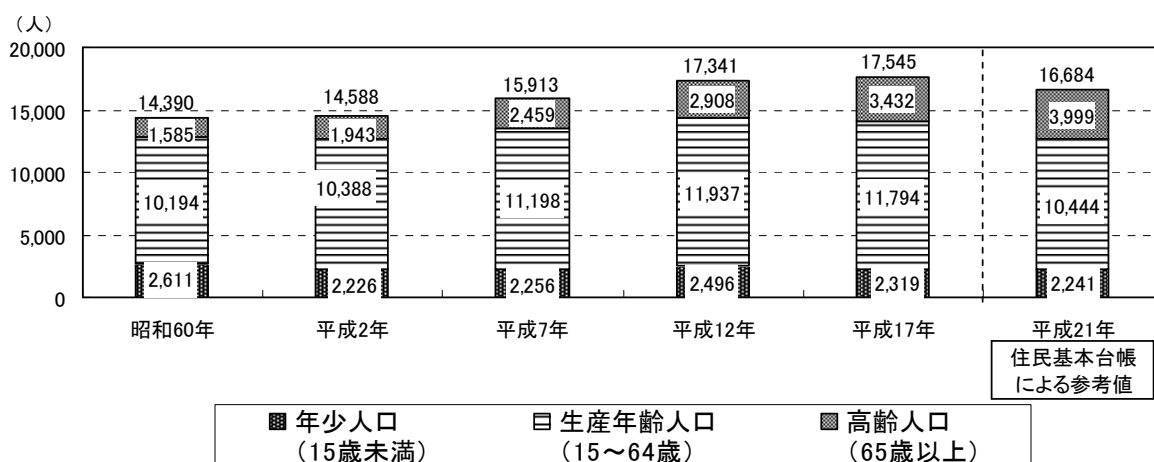
1. 人口・世帯の状況

(1) 人口の動向

① 年齢別（3区分）・人口の推移

人口の推移をみると、総人口は平成7年から平成12年にかけて住宅開発によって大きく増加し、平成17年には17,545人まで達しました。（図1-1-1）

【図1-1-1 人口の動向】



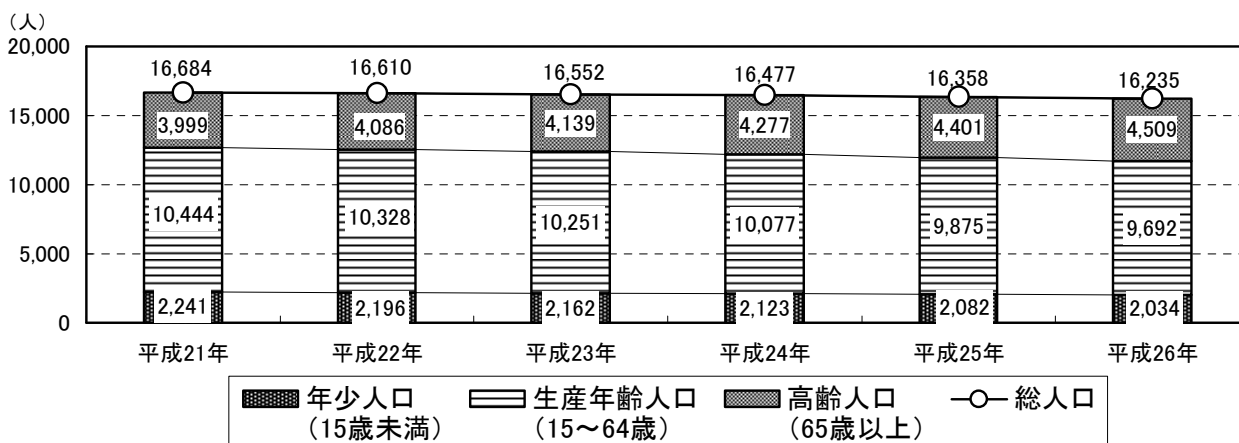
注：年齢不詳を含むため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。
資料：昭和60年～平成17年は国勢調査、平成21年は住民基本台帳及び外国人登録人口（4月1日現在）のため、参考値として記載しています。

② 年齢別（3区分）・推計人口の推移

推計人口をみると、今後5年間、総人口は緩やかに減少し、平成26年には16,235人となる見込みです。内訳をみると、年少人口、生産年齢人口は減少し、高齢人口は増加する見込みです。

（図1-1-2）

【図1-1-2 年齢別（3区分）・推計人口の推移】



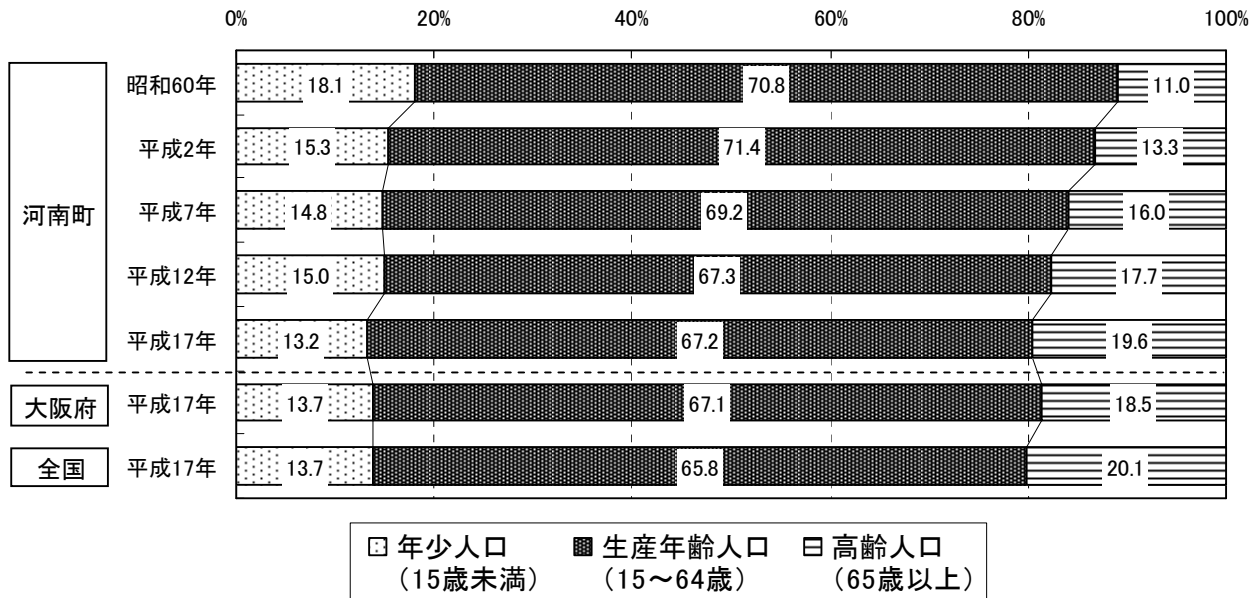
資料：住民基本台帳及び外国人登録人口、大阪府人口動態統計データよりコーホート変化率法で推計（4月1日現在）

③ 年齢別（3区分）・構成比の推移

人口の年齢別構成比をみると、年少人口（0～14歳）・生産年齢人口（15～64歳）は年々減少傾向にあり、高齢人口（65歳以上）は年々増加しています。

全国・大阪府と比較すると、生産年齢人口（15～64歳）の割合は全国・大阪府よりやや高いが、高齢人口（65歳以上）の割合は全国より低いものの、大阪府より1.1ポイント高くなっています。（図1-1-3）

【図1-1-3 年齢別（3区分）・構成比の推移】

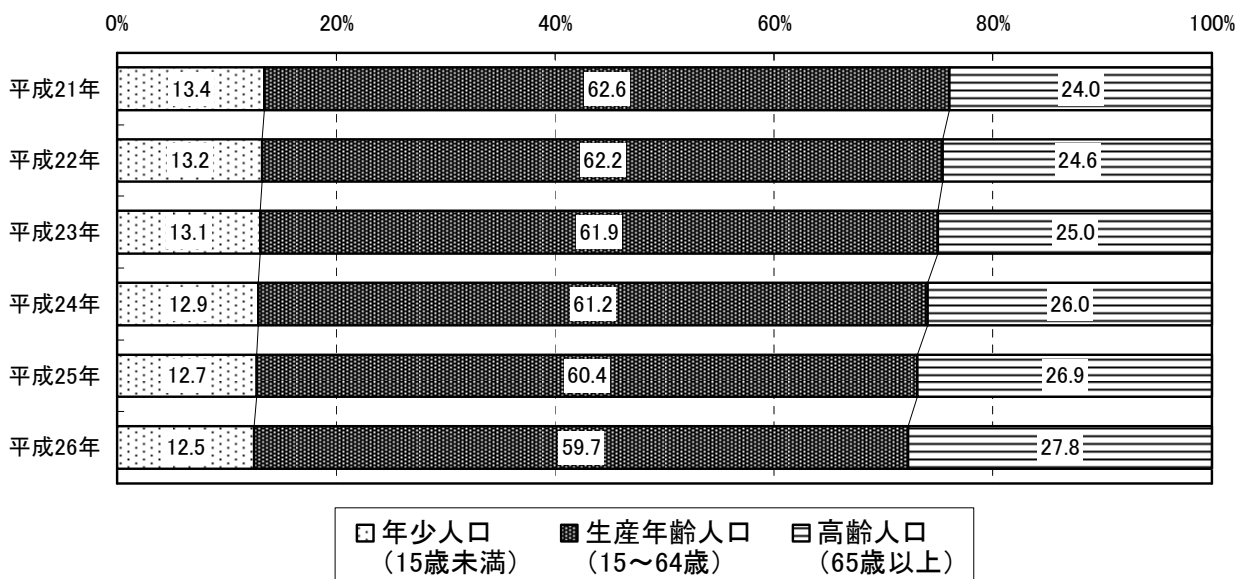


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

④ 年齢別（3区分）・構成比の推移（推計人口）

推計人口の年齢別構成比をみると、今後5年間、年少人口、生産年齢人口の割合は低下し、高齢人口の割合は上昇する見込みです。（図1-1-4）

【図1-1-4 年齢別（3区分）・構成比の推移（推計人口）】



資料：住民基本台帳及び外国人登録人口、大阪府人口動態統計データよりコーホート変化率法で推計（4月1日現在）

⑤ 人口動態

人口動態をみると、自然動態は平成 17 年度以降 50 人前後で自然減となっており、社会動態は平成 16～17 年度及び 19 年度で社会増、平成 18 年度と 20 年度で社会減となっています。

婚姻については、平成 16～19 年度まで減少傾向にありましたが、平成 20 年度では 64 件と再び増加しています。また、離婚件数は 20～30 件台で推移しています。(図 1-1-5)

【図 1-1-5 人口動態】

	自然動態			社会動態			自然・社会 動態増減	婚姻	離婚
	出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減			
平成16年度	108	120	▲ 12	777	724	53	41	68	39
平成17年度	91	148	▲ 57	683	669	14	▲ 43	55	29
平成18年度	88	140	▲ 52	637	687	▲ 50	▲ 102	56	30
平成19年度	104	149	▲ 45	630	576	54	9	41	21
平成20年度	103	149	▲ 46	605	646	▲ 41	▲ 87	64	26

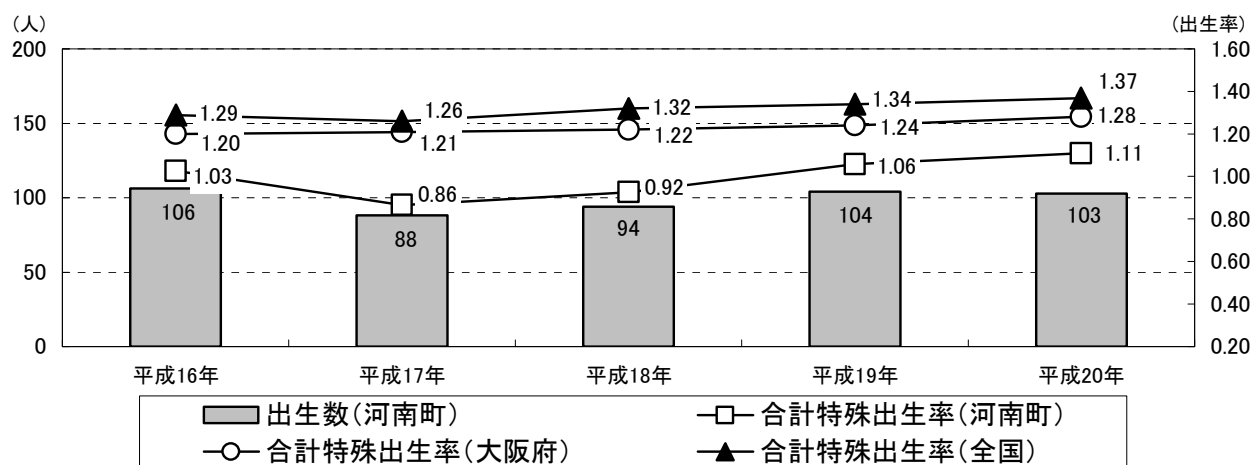
注：婚姻・離婚件数は各年 1 月 1 日～12 月 31 日のデータ
資料：自然動態、社会動態：住民基本台帳人口移動報告（生活環境課）（4 月 1 日現在）

(2) 出生の動向

出生の動向をみると、年間の子どもの出生数は、平成 16 年から平成 20 年にかけて、おおむね 100 人前後で推移しており、平成 20 年には 103 人となっています。

また、一人の女性が一生の間に生む子どもの数を示す合計特殊出生率は、平成 17 年に 0.86 まで低下しましたが、その後上昇傾向にあり、平成 20 年には 1.11 となっています。しかしながら、依然全国・大阪府の値を下回る状況が続いています。(図 1-2)

【図 1-2 出生の動向】

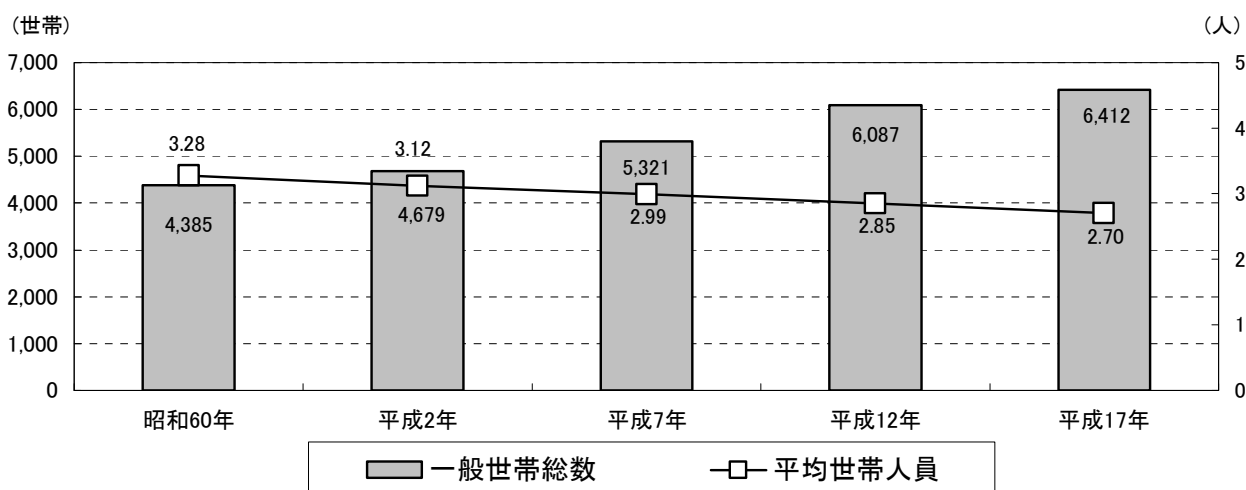


(3) 世帯の動向

① 一般世帯数と平均世帯人員の推移

平成12年までの人口増加にともない世帯数も年々増加しており、平成17年には6,412世帯となっています。その一方で、平均世帯人員は年々減少し、世帯の小規模化が進んでいることがうかがえます。(図1-3-1)

【図1-3-1 一般世帯数と平均世帯人員の推移】



資料：国勢調査

② 世帯構成の推移

世帯構成の推移をみると、核家族世帯・単独世帯が増加しており、核家族世帯は平成17年には6,412世帯となっています。

また、ひとり親世帯も増加しており、平成2年の16世帯から平成17年には52世帯に増加しています。(図1-3-2)

【表1-3-2 世帯構成の推移】

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
一般世帯数合計	4,385	4,679	5,321	6,087	6,412
核家族世帯	2,006	2,090	2,457	3,100	3,417
その他の親族世帯	1,126	1,149	1,217	1,150	1,047
非家族世帯	2	3	3	5	12
単独世帯	1,251	1,437	1,644	1,832	1,936
ひとり親世帯	—	16	20	41	52
母子世帯	—	12	14	32	43
父子世帯	—	4	6	9	9

資料：国勢調査

③ 未婚率の推移

未婚率の推移をみると、男女ともにいずれの年代でも未婚率は年々上昇しています。昭和60年と比較すると、平成17年では特に25～29歳で男性は12.0ポイント、女性は31.8ポイント、30～34歳で男性は23.4ポイント、女性は28.0ポイント、35～39歳で男性は21.1ポイント、女性は16.7ポイントそれぞれ上昇しており、男女ともに晩婚化がうかがえます。

また、全国・大阪府の未婚率と比較すると、平成17年では20～34歳は男女ともに、35～44歳の女性は全国・大阪府の未婚率より高くなっています。(表1-3-3)

【表1-3-3 未婚率の推移】

		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳		40～44歳		45～49歳	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
S60年	全国	92.1	81.4	60.4	30.6	28.1	10.4	14.2	6.6	7.4	4.9	4.7	4.3
	大阪府	91.8	82.0	60.1	31.8	28.9	12.1	15.8	7.9	8.3	5.7	5.5	5.0
	河南町	97.1	92.1	65.2	34.7	26.6	8.8	8.7	4.3	2.9	2.0	2.0	2.0
H2年	全国	92.2	85.0	64.4	40.2	32.6	13.9	19.0	7.5	11.7	5.8	6.7	4.6
	大阪府	91.2	84.8	63.2	42.1	31.9	15.9	19.7	9.1	13.3	7.0	7.6	5.3
	河南町	97.6	94.3	72.7	47.8	26.1	14.3	14.5	5.7	6.6	4.3	2.5	2.0
H7年	全国	92.6	86.4	66.9	48.0	37.3	19.7	22.6	10.0	16.4	6.7	11.2	5.6
	大阪府	92.5	86.6	66.0	49.8	36.4	22.5	22.3	12.4	17.4	8.5	13.0	6.8
	河南町	98.2	95.6	79.3	59.3	32.6	17.4	13.1	7.8	9.7	2.7	6.4	4.1
H12年	全国	92.9	87.9	69.3	54.0	42.9	26.6	25.7	13.8	18.4	8.6	14.6	6.3
	大阪府	93.3	88.9	69.1	55.2	42.0	29.1	24.5	16.2	17.9	10.7	15.3	7.8
	河南町	97.8	96.1	78.8	60.3	41.1	25.2	15.0	8.2	10.4	6.0	8.4	2.2
H17年	全国	93.4	88.7	71.4	59.0	47.1	32.0	30.0	18.4	22.0	12.1	17.1	8.2
	大阪府	94.1	90.2	72.2	61.9	46.7	34.3	29.0	20.7	21.3	14.5	16.9	10.2
	河南町	97.1	93.7	77.2	66.5	50.0	36.8	29.8	21.0	18.1	15.1	13.8	9.9

資料：国勢調査

2. 就業の状況

(1) 産業構造別就業率の推移

就業者数は、平成 17 年には男性は 4,492 人と平成 12 年より 183 人減少していますが、女性は平成 7 年から 17 年にかけて一貫して増加しており、平成 17 年には 2,912 人となっています。産業構造別にみると、男女ともに第 3 次産業へ従事する人の割合が年々上昇しています。(表 2-1)

【表 2-1 産業構造別就業率の推移】

	男性			女性		
	H7年	H12年	H17年	H7年	H12年	H17年
総数(人)	4,480	4,675	4,492	2,503	2,799	2,912
第1次産業(%)	9.1	6.9	6.4	7.8	5.9	4.8
第2次産業(%)	37.0	37.5	36.0	25.9	24.7	22.2
第3次産業(%)	53.9	55.5	57.5	66.2	69.3	72.7
分類不能(%)	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2

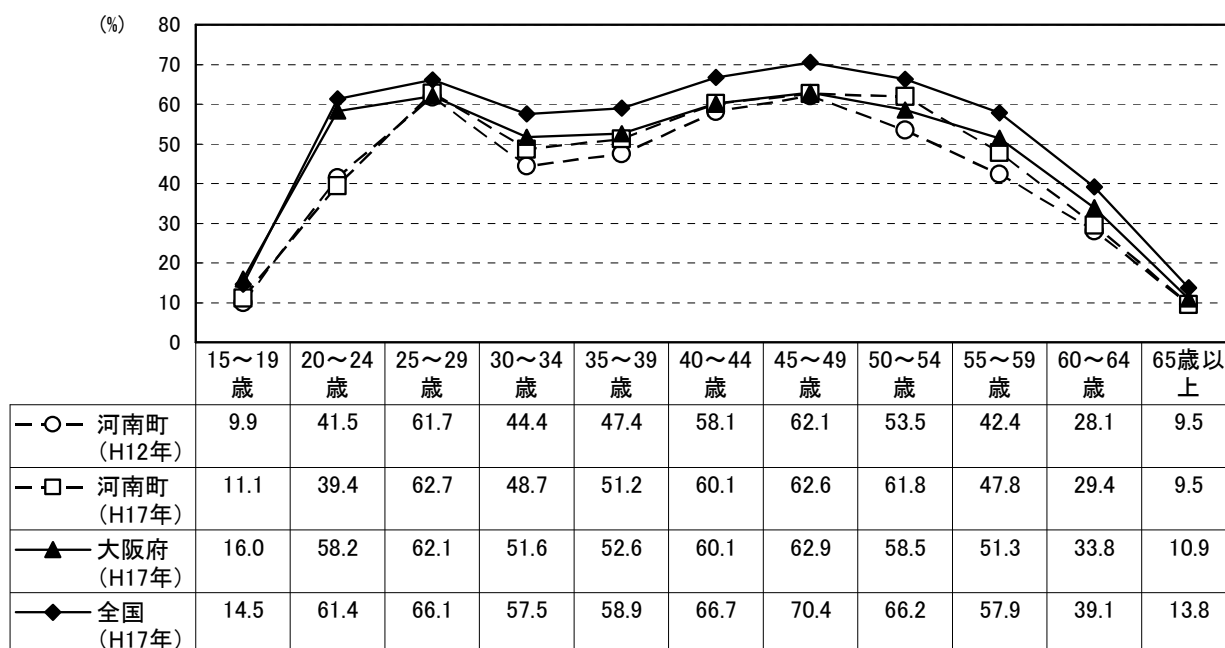
資料：国勢調査

(2) 女性の年齢別就業率

女性の年齢別就業率をみると、平成 17 年度においても、全国的な傾向と同様に、20 歳代後半から 30 歳代前半にかけて一旦低下し、40 歳代前半で再び上昇する M 字カーブを描いています。平成 12 年度と比較すると、ほとんどの年代で就業率は増加しています。

しかしながら、全国・大阪府と比較すると、河南町の就業率はほとんどの年代で下回っている傾向があり、特に 20～24 歳では 20 ポイント前後低くなっています。(図 2-2)

【図 2-2 女性の年齢別就業率】



資料：国勢調査

3. 保育サービスなどの状況

(1) 保育所の状況

① 認可保育所の状況

現在、町内には、公立の中央保育所が1か所あります。入所児童数は増加傾向にあり、平成16年度から21年度にかけて15人増加しています。また、入所児童数が定員数を上回っている状況が続いており、平成21年度の在籍率は120.8%となっています。(表3-1-1)

【表3-1-1 認可保育所の状況】

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
設置数(か所)							
	公立	1	1	1	1	1	1
公立:中央保育所							
	保育士数(人)	25	25	23	21	23	23
	定員数(人)	120	120	120	120	120	120
	入所児童数(人)	130	132	140	146	141	145
	在籍率(%)	108.3	110	116.7	121.7	117.5	120.8

資料：子育て健康課（各年度10月1日現在）

② 3歳未満児の保育状況

乳幼児保育（0歳児）および低年齢児保育（3歳未満児）をみると、50人程度の受け入れ状況となっています。(表3-1-2)

【表3-1-2 乳幼児保育（0歳児）・低年齢児保育（3歳未満児）の受入状況】

保育所名		具体的実施内容	入所児数(人)		
			平成20年度	平成21年度	
公立	中央保育所	満6か月児から受入 7:30～19:00まで実施	0歳児	11	13
			1歳児	16	19
			2歳児	25	24
			合計	52	56

資料：子育て健康課（各年度10月1日現在）

(2) 幼稚園の状況

現在、町内には公立幼稚園が2園あります。園児数は、平成16年度から21年度にかけて一貫して減少しており、平成21年度には148人となっています。

在籍率をみると、平成16年度から21年度にかけて低下傾向にあり、特に河南町立かなん幼稚園は年々低下しており、平成21年度には48.0%となっています。(図3-2)

【表3-2 幼稚園の状況】

			平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
設置数(か所)			2	2	2	2	2	2
公立			2	2	2	2	2	2
教職員数(人)			20	20	19	17	17	16
公立	河南町立かなん幼稚園		15	15	14	12	12	10
	河南町立河内幼稚園		5	5	5	5	5	6
定員数(人)			270	270	270	270	270	270
公立	河南町立かなん幼稚園		200	200	200	200	200	200
	河南町立河内幼稚園		70	70	70	70	70	70
園児数(人)			235	222	179	163	164	148
公立	河南町立かなん幼稚園	4歳児	101	70	48	61	56	41
		5歳児	89	96	75	52	63	55
		合計	190	166	123	113	119	96
	河南町立河内幼稚園	4歳児	24	29	27	23	20	31
		5歳児	21	27	29	27	25	21
		合計	45	56	56	50	45	52
在籍率(人)			87.0	82.2	66.3	60.4	60.7	54.8
公立	河南町立かなん幼稚園		95.0	83.0	61.5	56.5	59.5	48.0
	河南町立河内幼稚園		64.3	80.0	80.0	71.4	64.3	74.3

注：教職員数：教員、講師、預かり保育要員、介助員、園長の合計
資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

(3) 学校の状況

① 小学校の状況

現在、町内には、公立小学校が5校あります。児童数は平成17年度の1,033人をピークに減少傾向にあり、平成21年度には962人となっています。(表3-3-1)

【表3-3-1 小学校の状況】

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
学校数(か所)		5	5	5	5	5	5
公立		5	5	5	5	5	5
学級数(学級)		45	47	49	47	48	47
公立	石川小学校	7	7	7	7	7	7
	白木小学校	10	11	11	9	8	8
	河内小学校	12	11	12	12	13	12
	中村小学校	6	6	6	6	7	6
	大宝小学校	10	12	13	13	13	14
教職員数(人)		83	87	89	89	76	77
公立	石川小学校	13	15	15	15	12	12
	白木小学校	19	18	18	18	13	13
	河内小学校	20	21	20	20	20	20
	中村小学校	13	13	13	13	11	11
	大宝小学校	18	20	23	23	20	21
児童数(人)		1,011	1,033	1,020	1,011	988	962
公立	石川小学校	110	113	106	96	89	81
	白木小学校	215	230	244	226	203	200
	河内小学校	286	281	266	268	279	267
	中村小学校	142	141	134	148	151	148
	大宝小学校	258	268	270	273	266	266
教員1人あたり児童数(人)		12.2	11.9	11.5	11.4	13.0	12.5

資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

② 中学校の状況

中学校については、町立中学校が1校あります。生徒数は、毎年500人前後で推移しており、平成21年度には496人となっています。(表3-3-2)

【表3-3-2 中学校の状況】

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
学校数(か所)							
公立		1	1	1	1	1	1
町立中学校							
学級数(学級)		16	15	14	15	16	16
教員数(人)		34	32	28	30	31	30
生徒数(人)		517	478	484	491	500	496
教職員1人あたり生徒数(人)		15.2	14.9	17.3	16.4	16.1	16.5

資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

(4) 公園の状況

公園の状況は、平成 19 年度に街区公園等が6か所新たに整備され、平成 20 年度には合計で 25 か所となっています。また、ちびっこ老人憩いの広場は、平成 20 年度には 15 か所となっています。(図 3-4)

【表 3-4 公園の状況】

区分		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
都市公園	街区公園等	15	15	15	21	21
	近隣公園	2	2	2	2	2
緑地		1	1	1	1	1
農村公園		1	1	1	1	1
総計		19	19	19	25	25

資料：施設整備課

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
ちびっこ老人憩いの広場	15	15	15	15	15

資料：子育て健康課

4. 母子保健サービスの状況

(1) 母子保健サービス（健診など）の状況

妊婦健康診査について、平成19年度までは妊婦一般健康診査公費負担制度による助成が1回のみでしたが、平成20年度より前期・中期・後期の3回に拡充したため、受診者の延人数が大幅に増加しています。乳幼児健康診査の受診率をみると、4か月児健診と1歳6か月児健診が90～100%、3歳6か月児健診は85%を超える毎年高い受診率となっています。また、2歳児歯科健康診査においても、受診率は年々上昇傾向にあり、平成20年度は86.3%と高い受診率となっています。

育児相談（すくすく広場）の参加延べ人数は平成18年度を除いて300～400人程度で推移しています。（表4-1）

【表4-1 母子保健サービス（健診など）の状況】

サービス名	数	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
母子健康手帳交付	交付冊数	88	99	104	97	117
妊婦健康診査	受診者数(人)	85	90	93	105	318
乳児一般健康診査 (個別)	受診児(人)	99	86	75	87	94
4か月児健康診査 (集団)	対象児数(人)	120	92	96	109	106
	受診児(人)	120	91	96	108	102
	受診率(%)	100	98.9	100	99.1	96.2
乳児後期健康診査 (個別)	対象児数(人)	115	115	97	90	116
	受診児(人)	94	99	85	89	106
	受診率(%)	81.7	86.1	87.6	98.9	91.4
1歳6か月児健康診査 (集団)	対象児数(人)	116	111	108	94	121
	受診児(人)	113	109	105	94	116
	受診率(%)	97.4	98.2	97.2	100	95.9
3歳6か月児健康診査 (集団)	対象児数(人)	128	141	122	126	133
	受診児(人)	112	126	107	108	119
	受診率(%)	87.5	89.4	87.7	85.7	89.5
1歳6か月児歯科健康診査 (集団)	対象児数(人)	116	111	108	94	121
	受診児(人)	112	108	104	94	115
	受診率(%)	96.6	97.3	96.3	100	95

2歳児歯科健康診査 (集団)	対象児数(人)	130	119	115	111	102
	受診児(人)	102	99	95	97	88
	受診率(%)	78.5	83.2	82.6	87.4	86.3
3歳6か月児歯科健康診査 (集団)	対象児数(人)	128	141	122	126	133
	受診児(人)	112	126	105	108	119
	受診率(%)	87.5	89.4	86.1	85.7	89.5
両親教室(ゆりかご教室)	参加者数(人)	36	20	29	36	29
育児相談(すくすく広場)	参加者数(人)	396	330	248	327	403
離乳食講習会(もぐもぐ)	参加者数(人)	67	74	45	63	66
1歳6か月児、2歳児歯科健 診フォロー教室	参加者数(人)	12	26	13	18	13
よい歯の教室	参加者数(人)	83	73	74	31	83

資料：子育て健康課

(2) 訪問による相談状況

訪問による相談状況を見ると、妊産婦・新生児訪問の件数は平成19年度に大幅に増加し、平成20年度には198件となっています。また、このうちこんにちは赤ちゃん事業が平成20年度には92件あります。(表4-2)

【表4-2 訪問による相談状況】

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
妊産婦・新生児訪問	実施数(延べ数)	30	172	198
こんにちは赤ちゃん事業	実施数(実件数)	-	75	92

注：「妊産婦・新生児訪問」実施数(延べ数)には「こんにちは赤ちゃん事業」の実施数(実件数)が含まれている。

資料：子育て健康課

(3) 各種手当・助成受給の状況

各種手当の受給者数は、平成18年度から20年度にかけて年々増加しており、平成20年度には総計で972人となっています。受給者数の内訳をみると、平成19年度から20年度にかけて児童手当受給者数の増加が多く、平成20年度には892人（前年度比+35人）となっています。（表4-3-1）

また、各種助成受給者数をみると、年々増加しており、平成20年度には総計で522人となっています。受給者数の内訳をみると、平成18年度から20年度にかけて、乳幼児医療費助成はほぼ横ばいですが、ひとり親医療費助成と重度心身障がい者等医療費助成は増加傾向にあります。（表4-3-2）

【表 4-3-1 各種手当の受給者数】

(人数)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
児童手当	853	857	892
児童扶養手当	51	52	60
特別児童扶養手当	19	17	20
総計	923	926	972

資料：子育て健康課（児童手当：各年2月現在、児童扶養手当・特別児童扶養手当：各年12月末現在）

【表 4-3-2 各種助成の受給者数】

(乳幼児、重度心身障害者医療：人数、ひとり親医療：世帯数)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
乳幼児医療費助成	307	319	308
ひとり親医療費助成	56	56	68
重度心身障がい者等医療費助成	132	137	146
総計	495	512	522

資料：子育て健康課、高齢障がい福祉課（各年3月末現在）

5. 子育て支援サービスなどの状況

(1) 子育てセンター（各教室など開催利用）の状況

子育てセンターの各教室など利用状況についてみると、利用者の総合計は年々増加しており、平成20年度には6,196人となっています。

内訳についてみると、遊びの教室（わんぱくランド）、子育て教室（きらきら星）、母子保健事業は年々増加しております。

また、多様なニーズに答えるため、平成19年度からは、あおぞら広場（水遊び）、男性子育て教室を平成20年度には、しゅっぱぽぽ☆ランド（地域支援）、講演会、ボランティア活動・講習会を新たに開催しています。（表5-1）

【表5-1 子育てセンター（各教室など開催利用）の状況】

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
しゅっぱぽぽ☆くらぶ	開催回数	91	93	92
	大人利用数	1488	1453	1201
	子ども利用数	1748	1827	1472
	利用者合計	3236	3280	2673
しゅっぱぽぽ☆ランド （地域支援）	開催回数	0	0	29
	大人利用数	0	0	302
	子ども利用数	0	0	354
	利用者合計	0	0	656
遊びの教室（わんぱくランド）	開催回数	20	23	24
	大人利用数	104	175	204
	子ども利用数	139	256	242
	利用者合計	243	431	446
子育て講習会	開催回数	6	6	3
	大人利用数	93	68	27
	子ども利用数	86	94	31
	利用者合計	179	162	58
子育てサークル	開催回数	13	21	18
	大人利用数	93	146	122
	子ども利用数	101	182	165
	利用者合計	194	328	287

あおぞら広場(水遊び)	開催回数	0	8	6
	大人利用数	0	68	83
	子ども利用数	0	98	114
	利用者合計	0	166	197
子育て教室(きらきら星)	開催回数	8	9	14
	大人利用数	90	116	131
	子ども利用数	111	127	162
	利用者合計	201	243	293
講演会	開催回数	0	0	1
	大人利用数	0	0	42
	子ども利用数	0	0	43
	利用者合計	0	0	85
ボランティア活動・講習会	開催回数	0	0	7
	大人利用数	0	0	49
	子ども利用数	0	0	67
	利用者合計	0	0	116
男性子育て教室	開催回数	0	1	2
	大人利用数	0	20	38
	子ども利用数	0	14	40
	利用者合計	0	34	78
子育てセンター開放	開催回数	4	14	9
	大人利用数	27	65	57
	子ども利用数	90	258	183
	利用者合計	117	323	240
母子保健事業	開催回数	28	30	30
	大人利用数	321	424	506
	子ども利用数	376	517	561
	利用者合計	697	941	1067
総合計	開催回数	170	205	235
	大人利用数	2216	2535	2762
	子ども利用数	2651	3373	3434
	利用者合計	4867	5908	6196

資料：子育て健康課

(2) 民生委員・児童委員の状況

民生委員・児童委員の状況についてみると、平成20年度には男性委員は24人、女性委員は23人となっています。一人あたり担当世帯数は、平成20年度には128世帯となっています。(表5-2)

【表5-2 民生委員・児童委員の状況】

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
定数	47(5)	47(5)	47(5)	47(5)
男性委員数	23(2)	23(2)	24(2)	24(2)
女性委員数	23(3)	23(3)	23(3)	23(3)
一人あたり担当世帯数	124	127	128	128

注1：()内は、主任児童委員数で内数

注2：1人あたり担当世帯数には、主任児童委員数は含まれない

資料：高齢障がい福祉課

(3) 相談の状況

各種相談の件数についてみると、平成18年度の18件から平成19年度は85件と大きく増加し、平成20年度には60件となっています。内訳をみると、保健相談(疾患など)や育成相談の件数が多くなっています。(表5-3)

【表5-3 相談の状況】

(件)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度
(1)養護相談(児童虐待等)	15	20	8
(2)保健相談(疾患等)	0	16	24
(3)障がい相談	2	1	0
(4)非行相談(学校生活)	0	0	0
(5)育成相談	0	42	21
(6)その他相談(上記以外)	1	6	7
総計	18	85	60

資料：子育て健康課

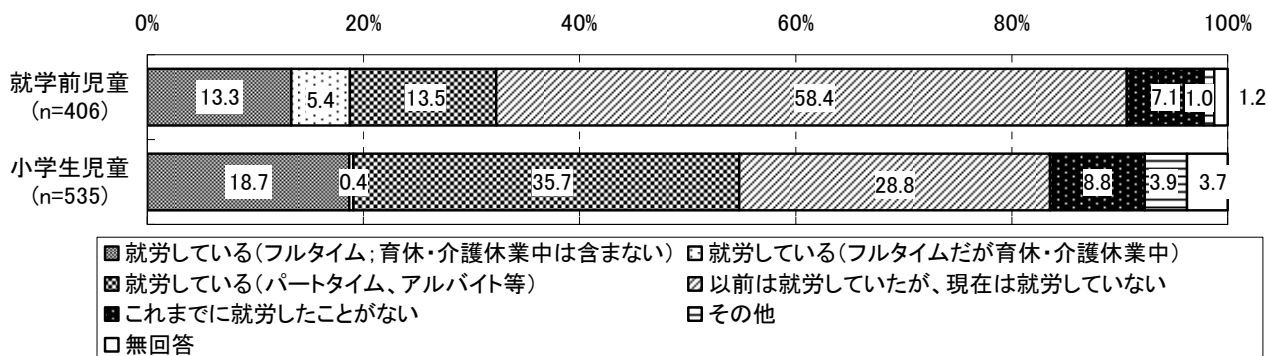
6. アンケート調査結果にみる現状と需要

(1) 母親の就労について

① 母親の就労状況

母親の就労状況をみると、現在就労している人は就学前児童の母親で32.2%、小学生児童の母親で54.8%となっています。就労形態はいずれも「就労している(パートタイム、アルバイト等)」が最も高くなっています。(図6-1-1)

【図6-1-1 母親の就労状況】

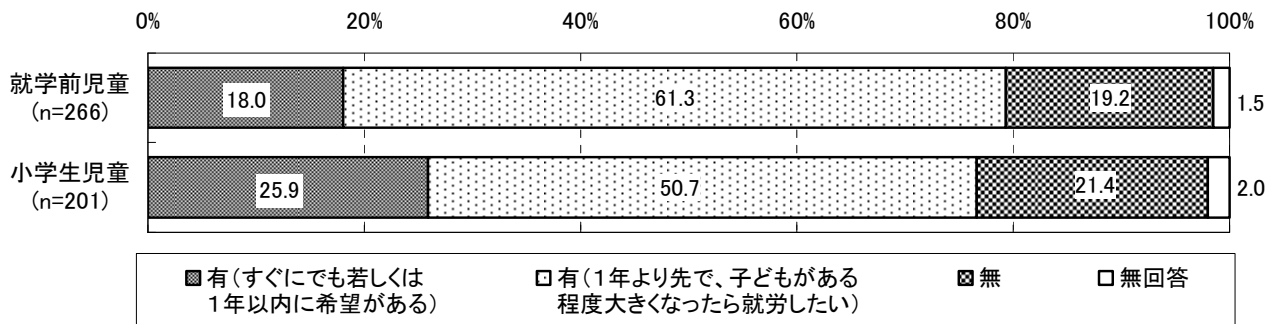


資料：次世代育成支援行動計画（後期）ニーズ調査（平成20年9月）

② 母親の就労希望

現在働いていない母親の就労希望をみると、「有(すぐにでも若しくは1年以内に希望がある)」は小学生児童の母親(25.9%)の方が就学前児童の母親(18.0%)より7.9ポイント高くなっています。(図6-1-2)

【図6-1-2 母親の就労希望】

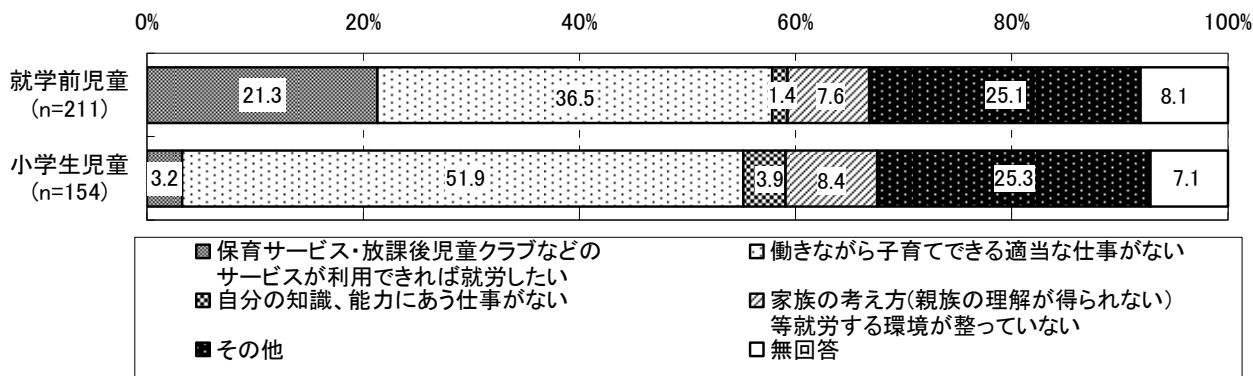


資料：次世代育成支援行動計画（後期）ニーズ調査（平成20年9月）

③ 母親の就労していない理由

母親の就労していない理由をみると、就学前児童の母親、小学生児童の母親いずれも「働きながら子育てできる適当な仕事がない」が最も高くなっていますが、就学前児童の母親は「保育サービス・放課後児童クラブなどのサービスが利用できれば就労したい」も高くなっています。(図6-1-3)

【図 6-1-3 母親の就労していない理由】

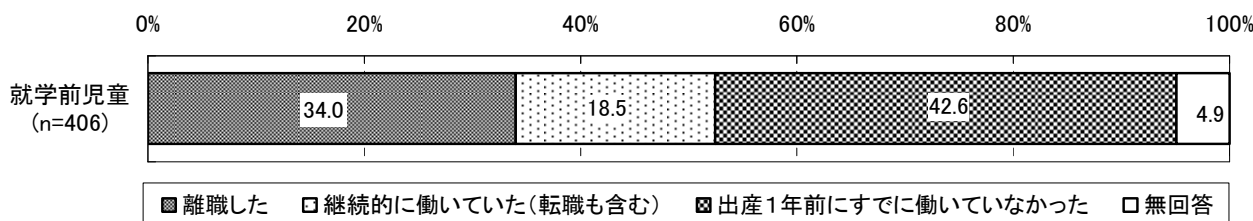


資料：次世代育成支援行動計画（後期）ニーズ調査（平成20年9月）

④ 母親の出産前後の離職状況

出産前後（前後それぞれ1年以内）に「離職した」母親は34.0%、「出産1年前にすでに働いていなかった」母親は42.6%であり、あわせて76.6%の母親が出産前後に職に就いていないこととなります。「継続的に働いていた（転職も含む）」母親は18.5%にとどまっています。(図6-1-4)

【図 6-1-4 母親の出産前後の離職状況】※就学前児童のみ



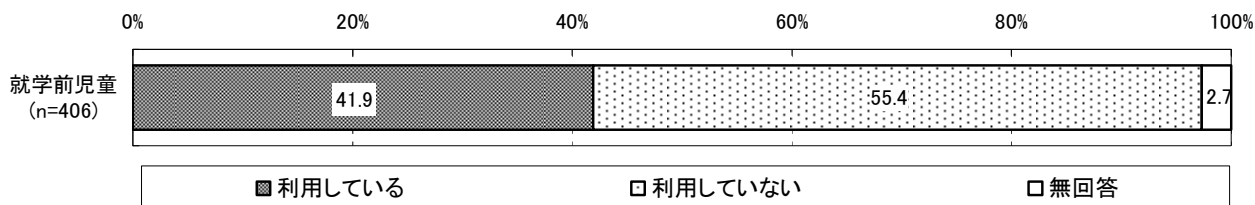
資料：次世代育成支援行動計画（後期）ニーズ調査（平成20年9月）

(2) 保育サービス等の利用について

① 保育サービスの利用状況

保育サービスの利用状況をみると、「利用している」は41.9%となっています。(図6-2-1)

【図6-2-1 保育サービスの利用状況】※就学前児童のみ

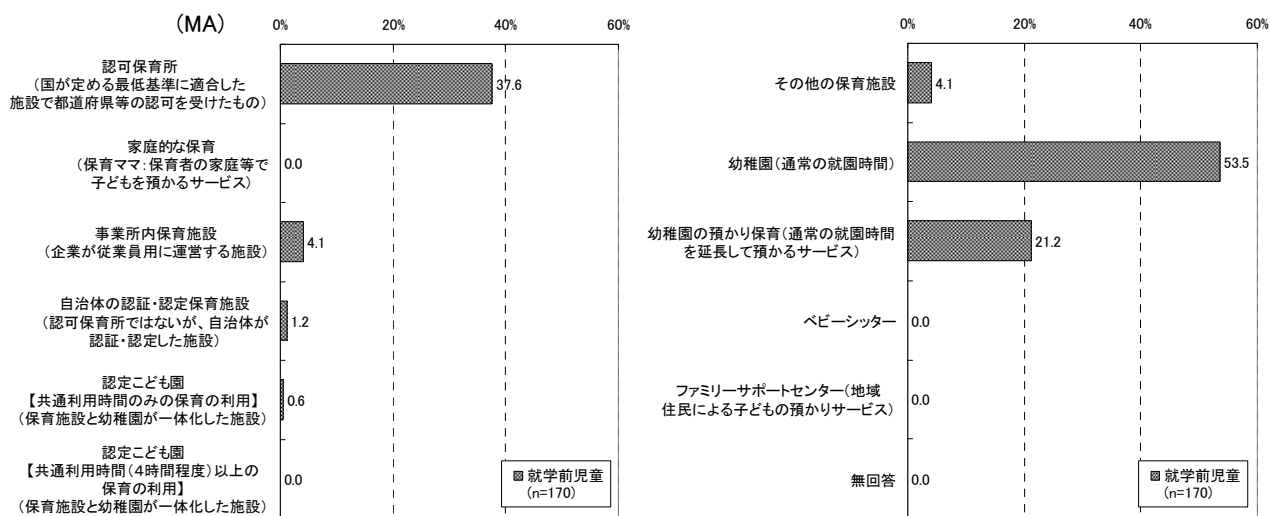


資料：次世代育成支援行動計画（後期）ニーズ調査（平成20年9月）

② 利用している保育サービスの種類

現在利用している保育サービスは、「幼稚園」が53.5%で最も高く、次いで「認可保育所」が37.6%、「幼稚園の預かり保育」が21.2%となっています。(図6-2-2)

【図6-2-2 利用している保育サービスの種類】※就学前児童のみ

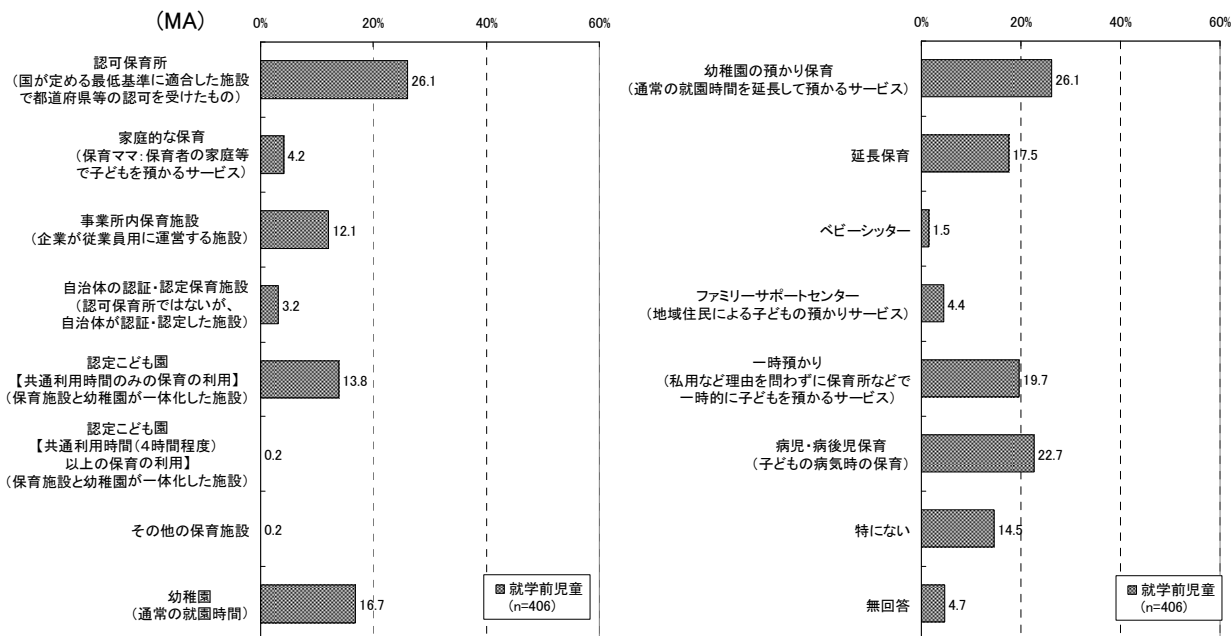


資料：次世代育成支援行動計画（後期）ニーズ調査（平成20年9月）

③ 保育サービスの利用希望

利用したい、あるいは利用日数・時間が足りていないと思う保育サービスは「認可保育所」及び「幼稚園の預かり保育」が26.1%で最も高く、次いで「病児・病後児保育」が22.7%となっています。(図6-2-3)

【図6-2-3 保育サービスの利用希望】※就学前児童のみ

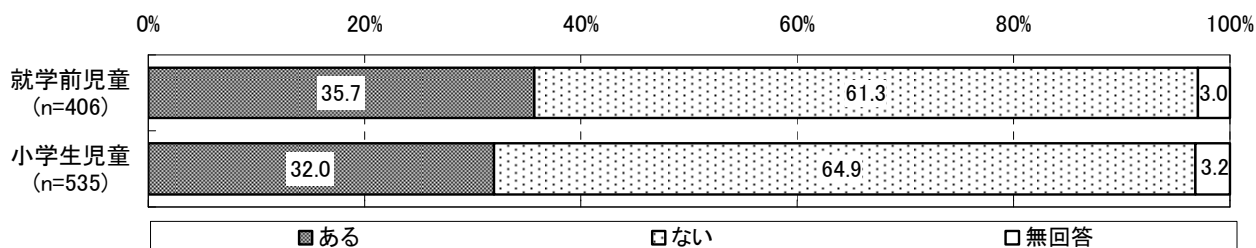


資料：次世代育成支援行動計画（後期）ニーズ調査（平成20年9月）

④ 一時預かり保育の利用状況

この1年間で、子どもを家族以外の誰かに一時的に預けたことが「ある」は就学前児童の親で35.7%、小学生児童の親で32.0%となっています。(図6-2-4)

【図6-2-4 一時預かり保育の利用状況】



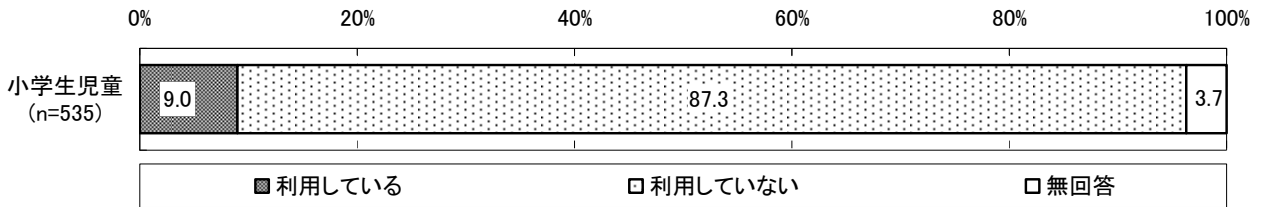
資料：次世代育成支援行動計画（後期）ニーズ調査（平成20年9月）

(3) 放課後児童クラブなどの利用について

① 放課後児童クラブの利用状況

放課後児童クラブの利用状況を見ると、「利用している」は9.0%となっています。(図6-3-1)

【図6-3-1 放課後児童クラブの利用状況】※小学生児童のみ

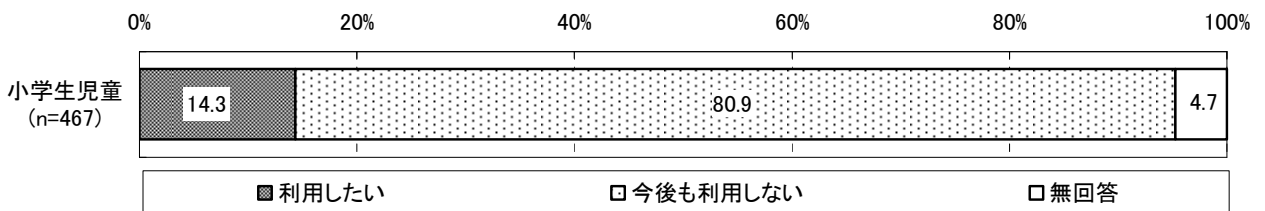


資料：次世代育成支援行動計画（後期）ニーズ調査（平成20年9月）

② 放課後児童クラブの利用希望

今後、放課後児童クラブを「利用したい」は14.3%となっています。(図6-3-2)

【図6-3-2 放課後児童クラブの利用希望】※小学生児童のみ

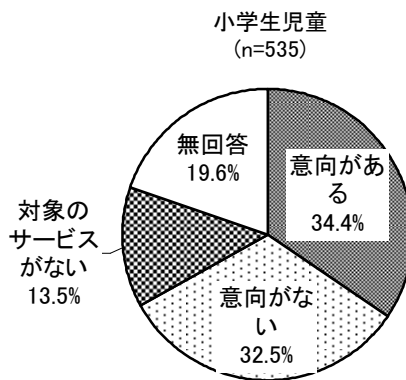


資料：次世代育成支援行動計画（後期）ニーズ調査（平成20年9月）

③ 放課後子ども教室の利用希望

放課後子ども教室の利用について、「意向がある」は34.4%となっています。(図6-3-3)

【図6-3-3 放課後子ども教室の利用希望】※小学生児童のみ



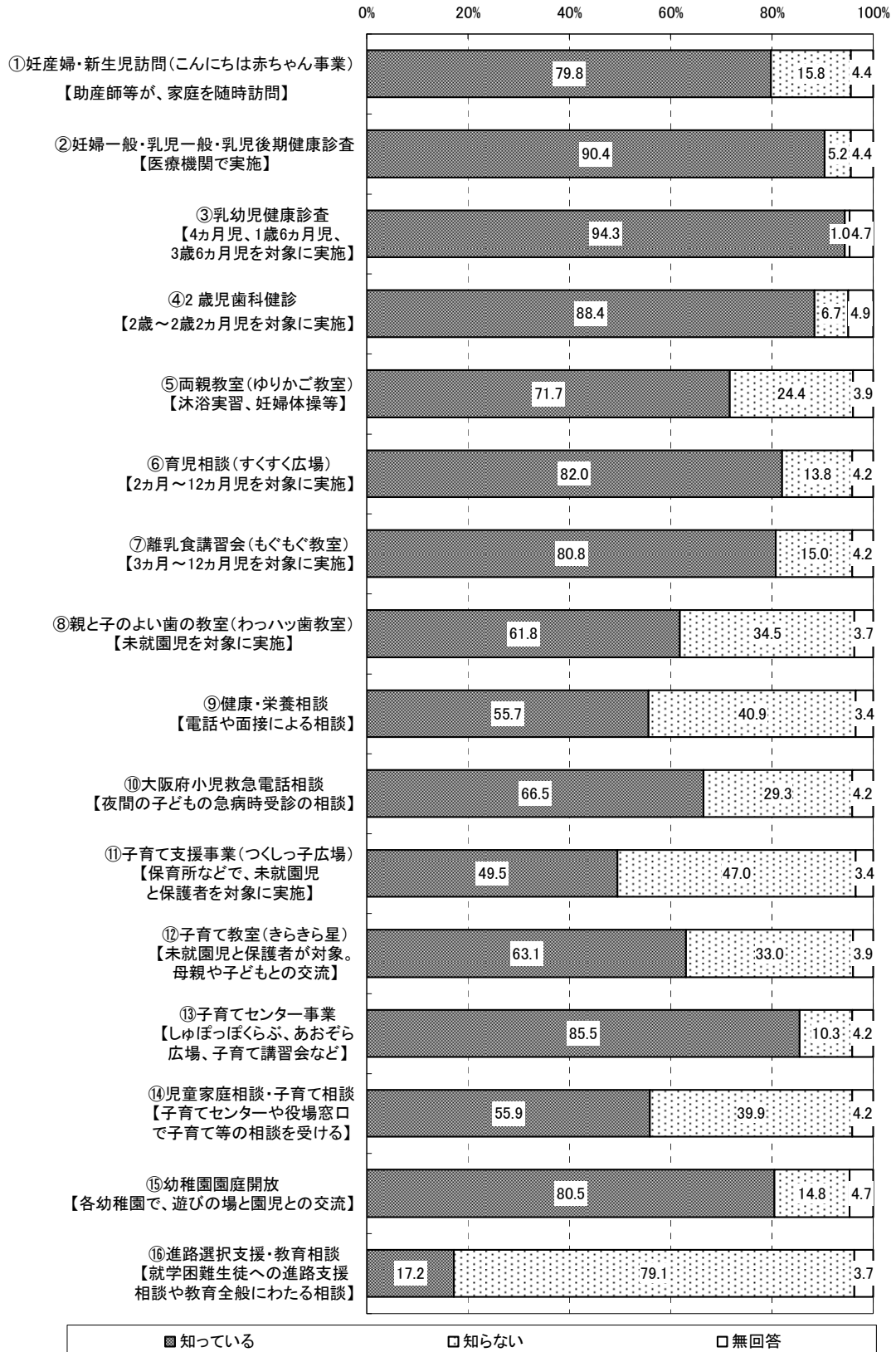
資料：次世代育成支援行動計画（後期）ニーズ調査（平成20年9月）

(4) 子育て支援サービスについて

① 子育て支援サービスの認知度

認知度をみると、就学前児童の親ではほとんどのサービスで「知っている」は過半数を占めていますが、「⑩進路選択支援・教育相談」は17.2%と特に低くなっています。(図6-4-1①)

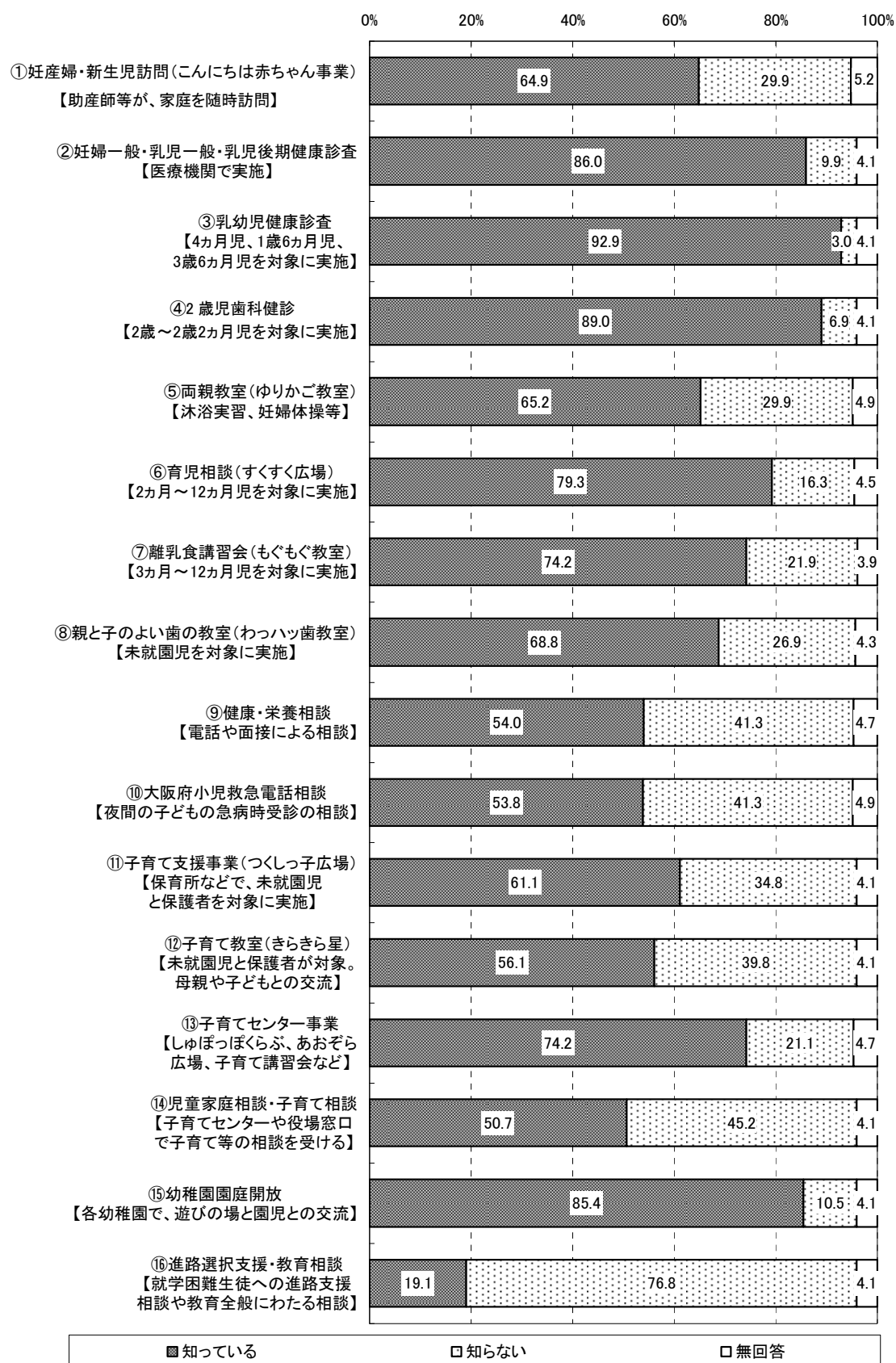
【図6-4-1① 子育て支援サービスの認知度】※就学前児童



資料：次世代育成支援行動計画（後期）ニーズ調査（平成20年9月）

小学生児童の親の認知度についても、ほとんどのサービスで「知っている」は過半数を占めていますが、「⑯進路選択支援・教育相談」のみ 19.1%と特に低くなっています。(図 6-4-1②)

【図 6-4-1② 子育て支援サービスの認知度】※小学生児童

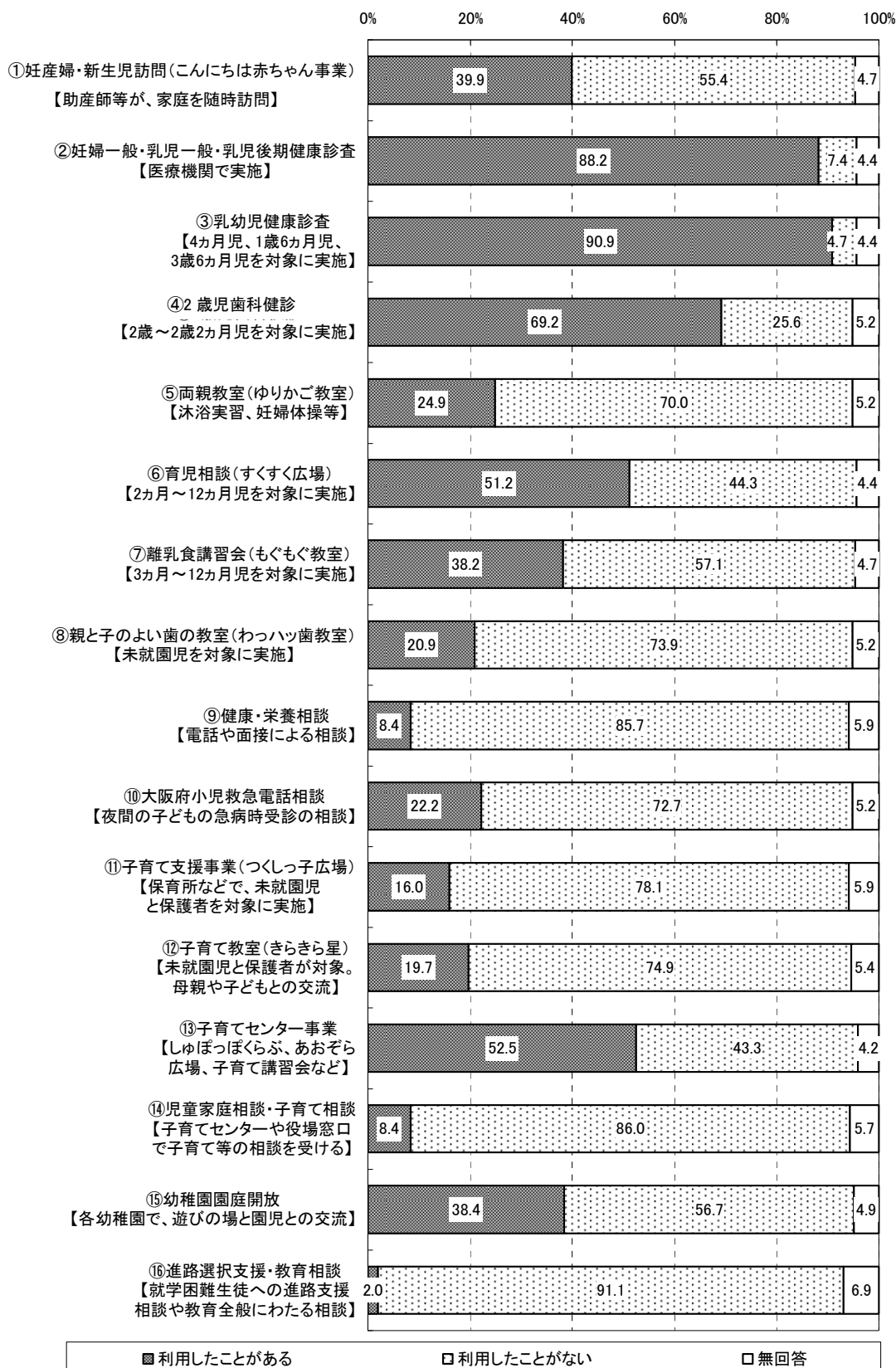


資料：次世代育成支援行動計画（後期）ニーズ調査（平成 20 年 9 月）

② 子育て支援サービスの利用経験

利用経験は、就学前児童の親では「③乳幼児健康診査」、「②妊婦一般・乳児一般・乳児後期健康診査」、「④2歳児歯科健診」などが高い一方で、「⑨健康・栄養相談」、「⑭児童家庭相談・子育て相談」、「⑯進路選択支援・教育相談」は1割未満となっています。(図6-4-2①)

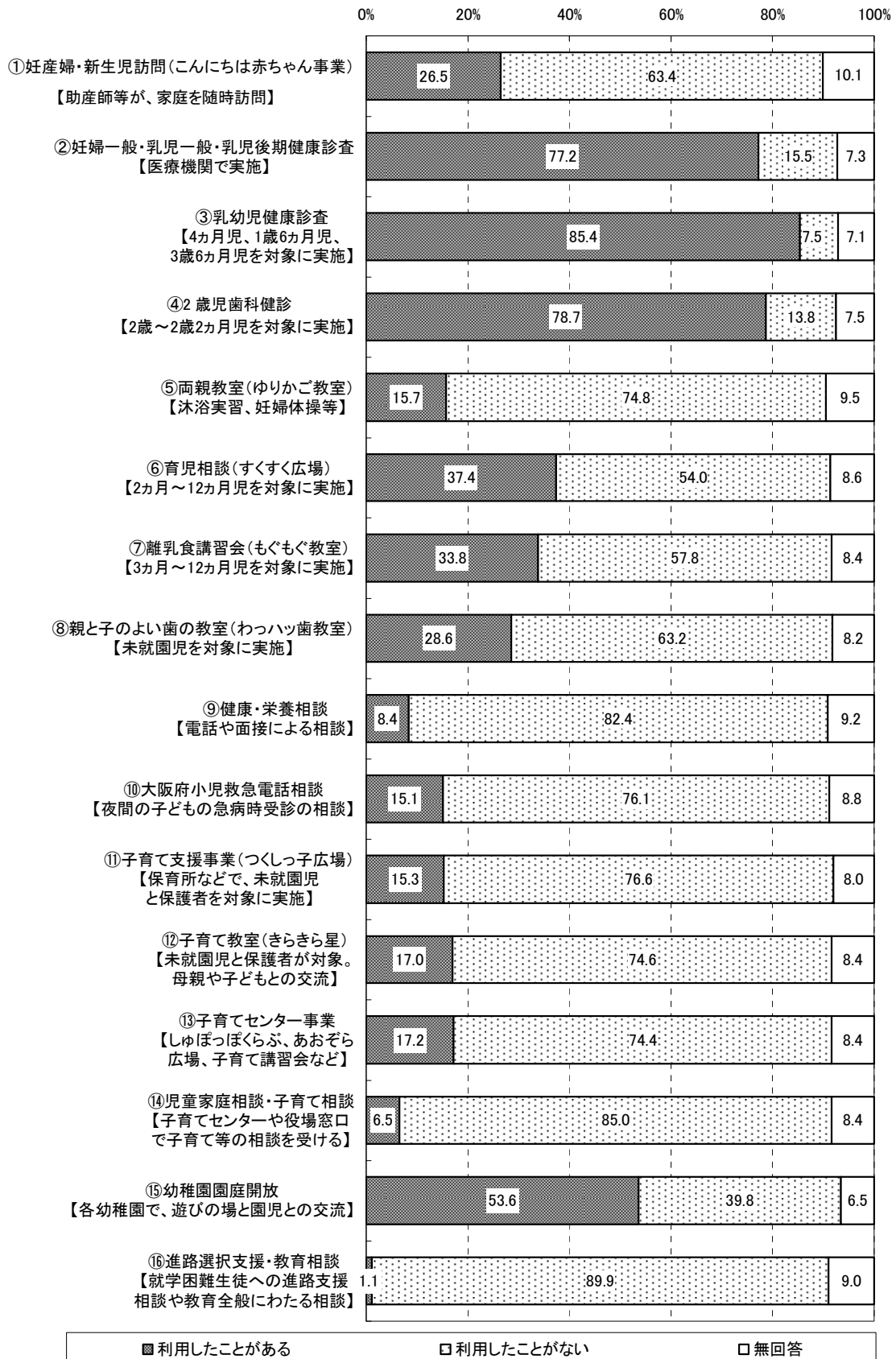
【図6-4-2① 子育て支援サービスの利用経験】※就学前児童



資料：次世代育成支援行動計画（後期）ニーズ調査（平成20年9月）

小学生児童の親の利用経験についても、「③乳幼児健康診査」、「④2歳児歯科健診」、「②妊婦一般・乳児一般・乳児後期健康診査」などは高い一方で、「⑨健康・栄養相談」、「⑭児童家庭相談・子育て相談」、「⑯進路選択支援・教育相談」は1割未満となっています。（図6-4-2②）

【図6-4-2② 子育て支援サービスの利用経験】※小学生児童

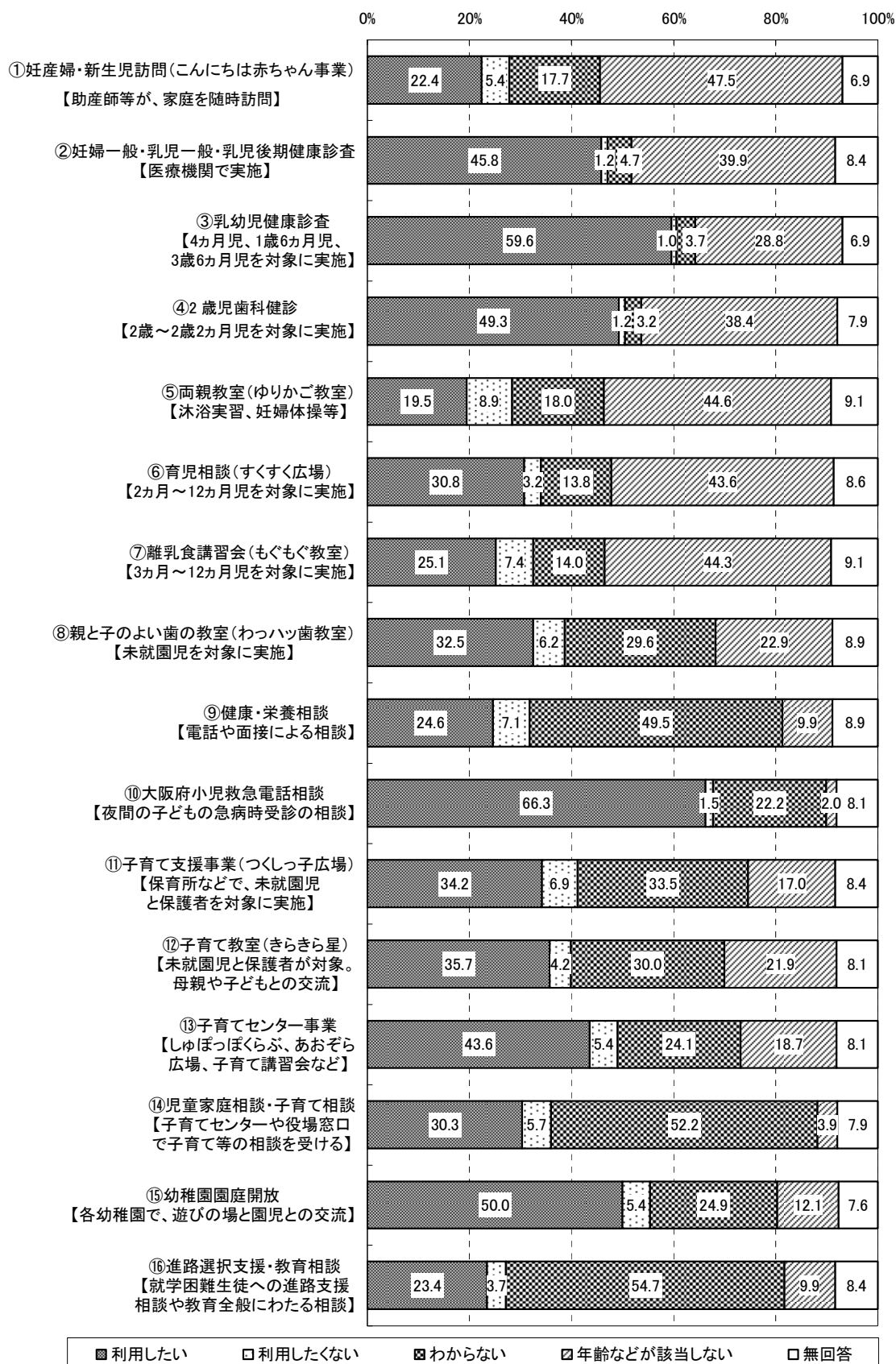


資料：次世代育成支援行動計画（後期）ニーズ調査（平成20年9月）

③ 子育て支援サービスの利用意向

利用希望が高いのは、就学前児童の親では「⑩大阪府小児救急電話相談」、「③乳幼児健康診査」、「⑮幼稚園園庭開放」などとなっています。（図 6-4-3①）

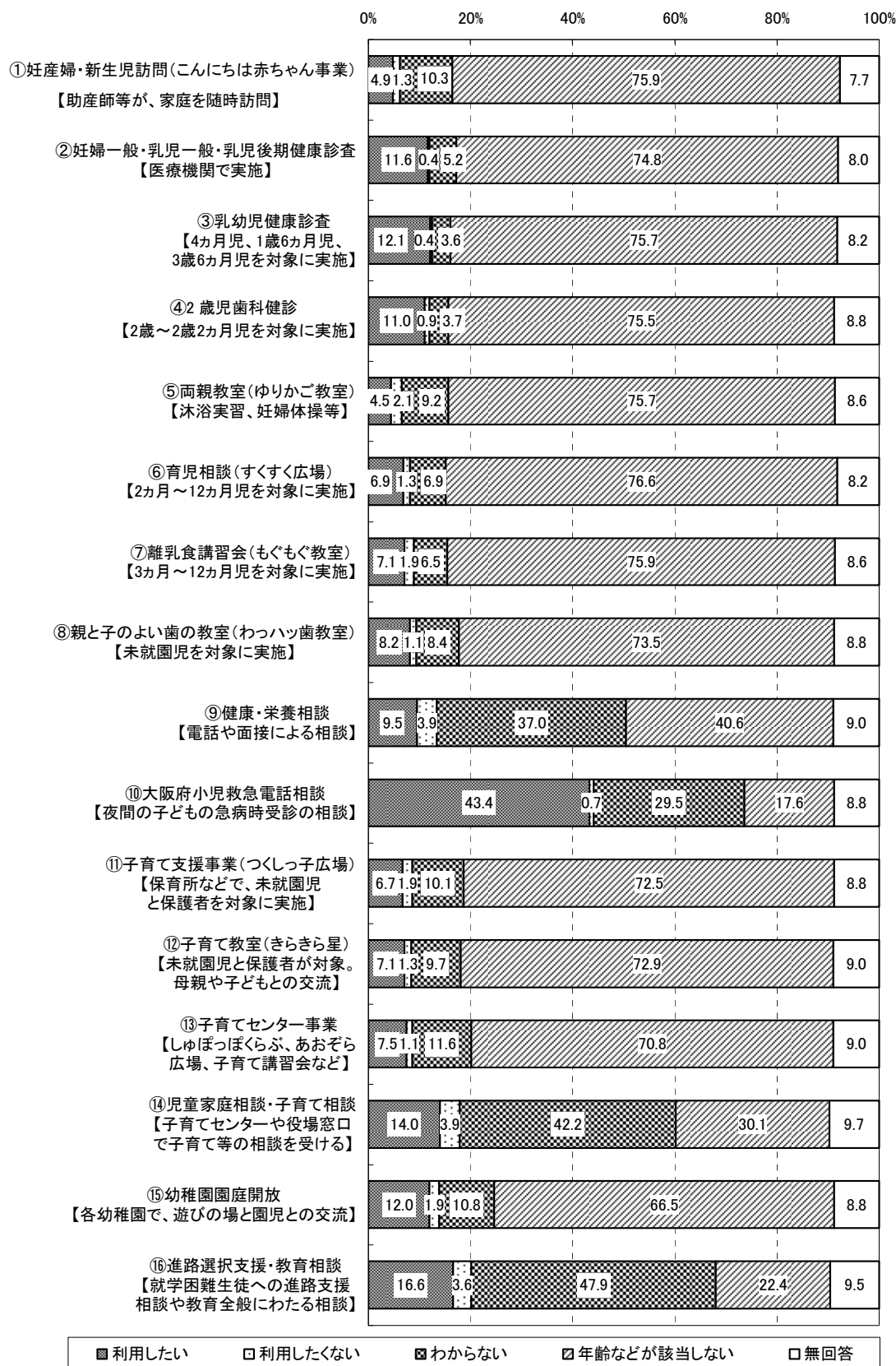
【図 6-4-3① 子育て支援サービスの利用意向】※就学前児童



資料：次世代育成支援行動計画（後期）ニーズ調査（平成20年9月）

小学生児童の親の利用希望については、「⑩大阪府小児救急電話相談」、「⑯進路選択支援・教育相談」、「⑭児童家庭相談・子育て相談」などが高くなっています。(図 6-4-3②)

【図 6-4-3② 子育て支援サービスの利用意向】※小学生児童

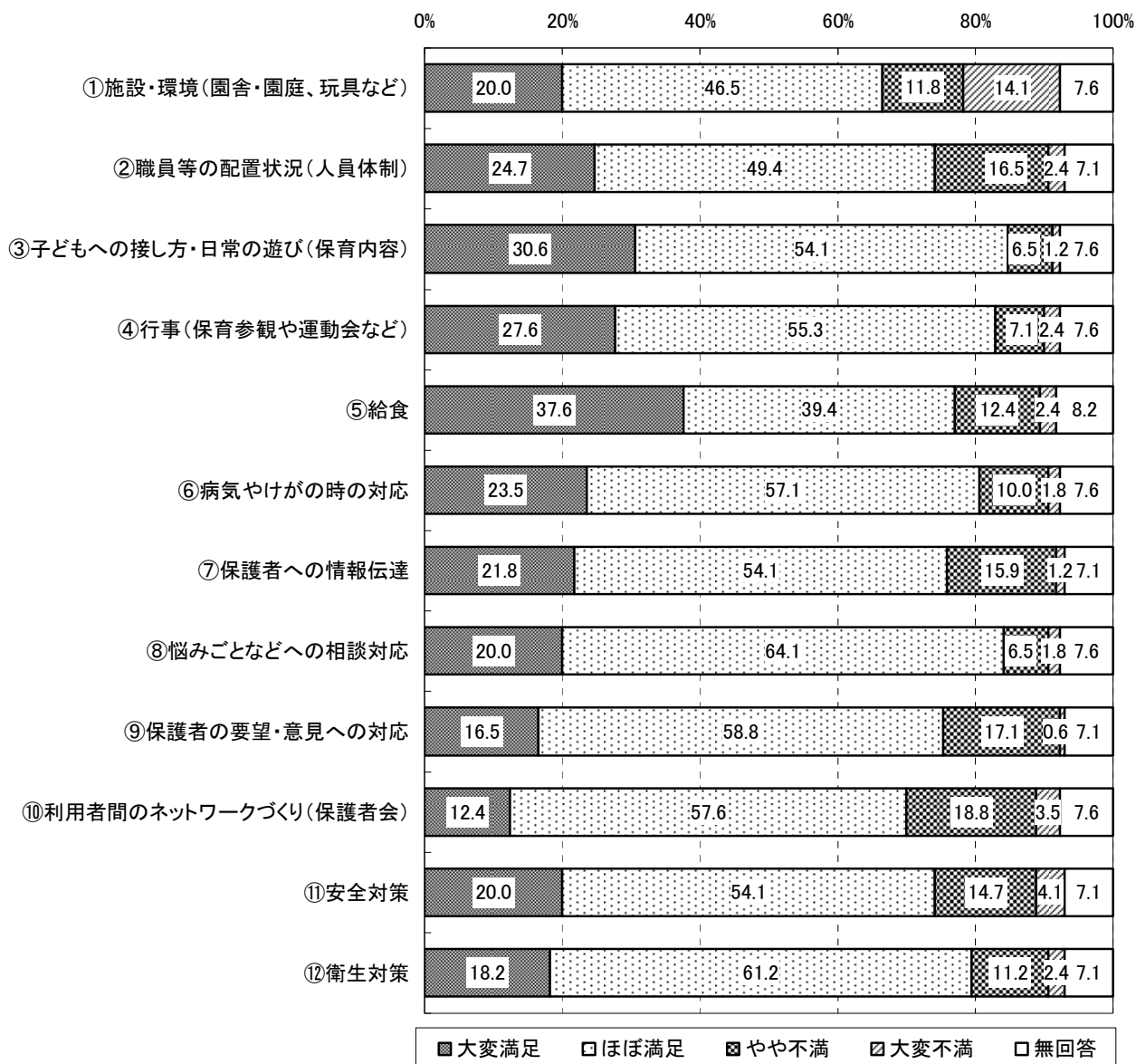


資料：次世代育成支援行動計画（後期）ニーズ調査（平成 20 年 9 月）

④ 子育て支援サービスの満足度

子育て支援サービスの満足度では、「大変満足」と「ほぼ満足」をあわせた満足層は、「③子どもへの接し方・日常の遊び（保育内容）」が84.7%、「⑧悩みごとなどへの相談対応」が84.1%、「④行事（保育参観や運動会など）」が82.9%で高くなっています。一方、「やや不満」と「大変不満」をあわせた不満層は、「①施設・環境（園舎・園庭、玩具など）」が25.9%、「⑩利用者間のネットワークづくり（保護者会）」が22.3%、「②職員等の配置状況（人員体制）」が18.9%で高くなっています。（図6-4-4）

【図6-4-4 子育て支援サービスの満足度】※就学前児童のみ



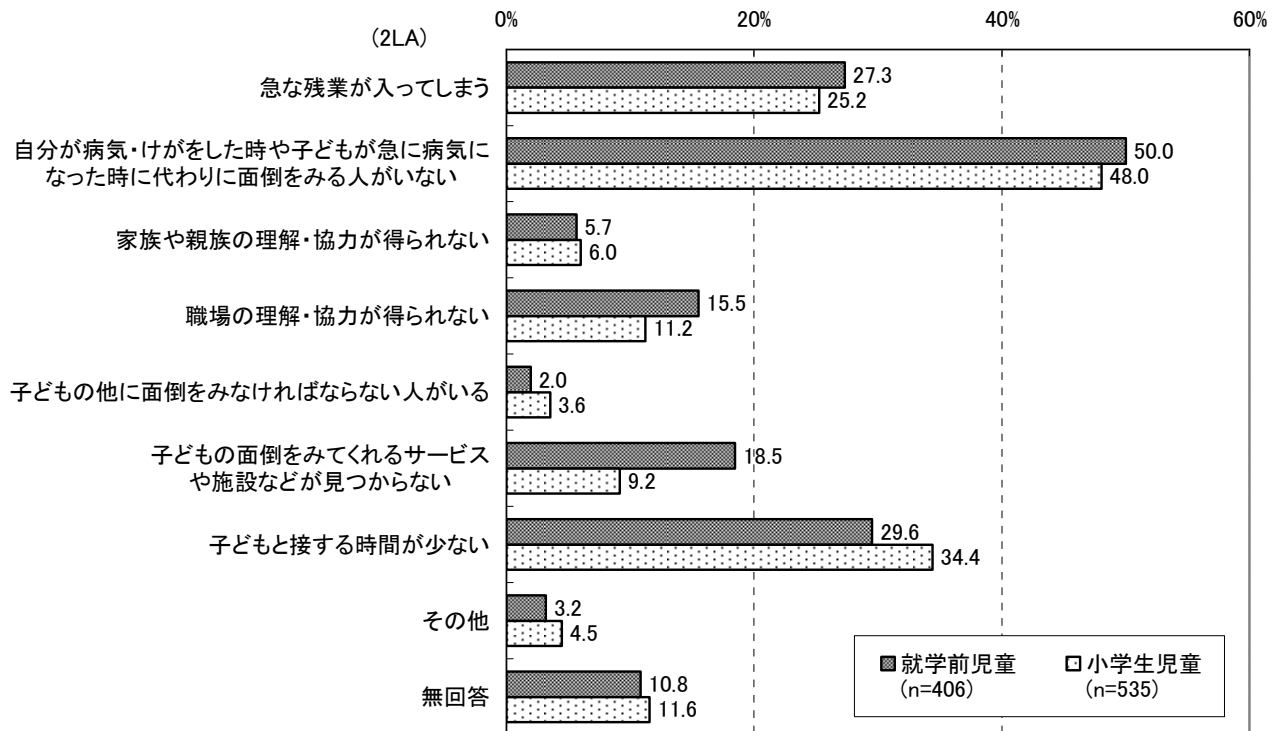
資料：次世代育成支援行動計画（後期）ニーズ調査（平成20年9月）

(5) 仕事と子育ての両立について

① 仕事と子育ての両立において大変なこと

仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることは、就学前児童の親、小学生児童の親ともに「自分が病気・けがをした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒をみる人がいない」が最も高く、次いで「子どもと接する時間が少ない」、「急な残業が入ってしまう」が高くなっています。(図 6-5-1)

【図 6-5-1 仕事と子育ての両立において大変なこと】

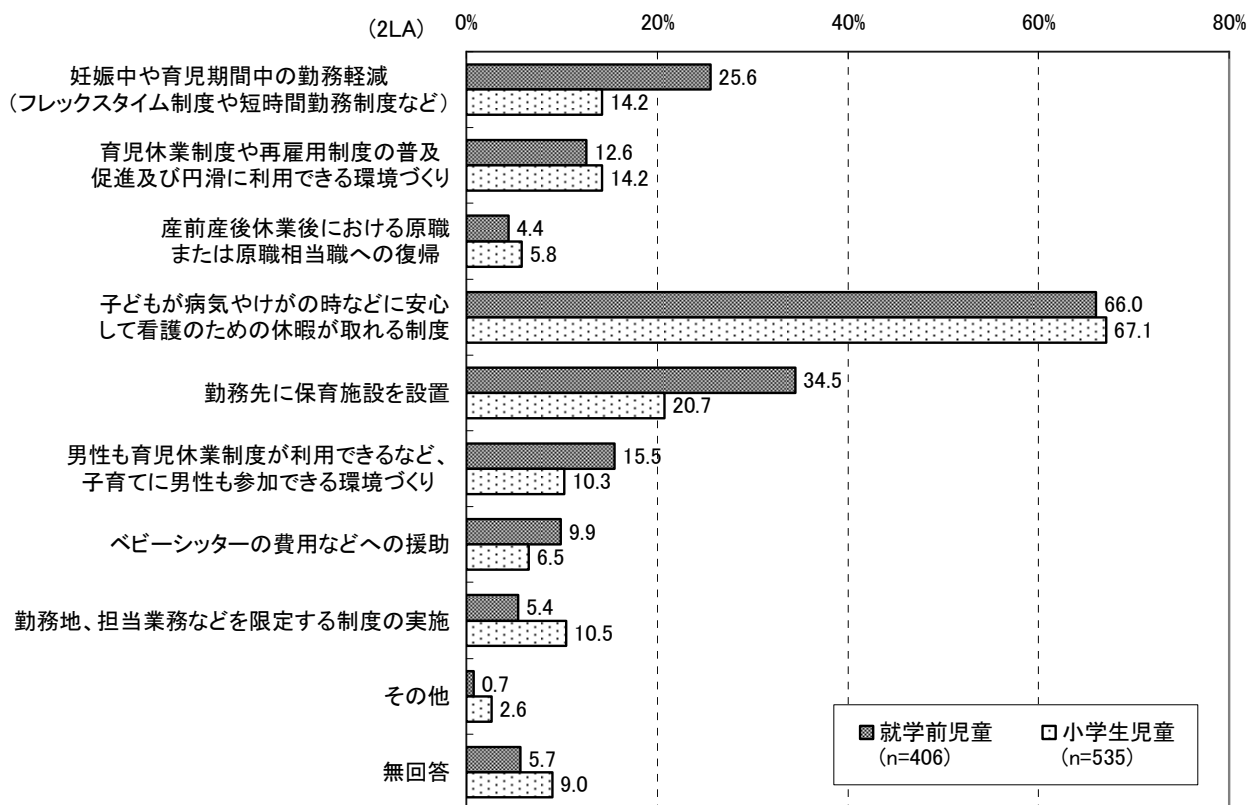


資料：次世代育成支援行動計画（後期）ニーズ調査（平成 20 年 9 月）

② 企業などに望む仕事と子育ての両立支援制度

企業などで取り組んでほしい仕事と子育ての両立支援を図る制度や支援策は、就学前児童の親、小学生児童の親ともに「子どもが病気やけがの時などに安心して看護のための休暇が取れる制度」がそれぞれ最も高く、次いで「勤務先に保育施設を設置」、「妊娠中や育児期間中の勤務軽減（フレックスタイム制度や短時間勤務制度など）」が高くなっています。（図 6-5-2）

【図 6-5-2 企業などに望む仕事と子育ての両立支援制度】



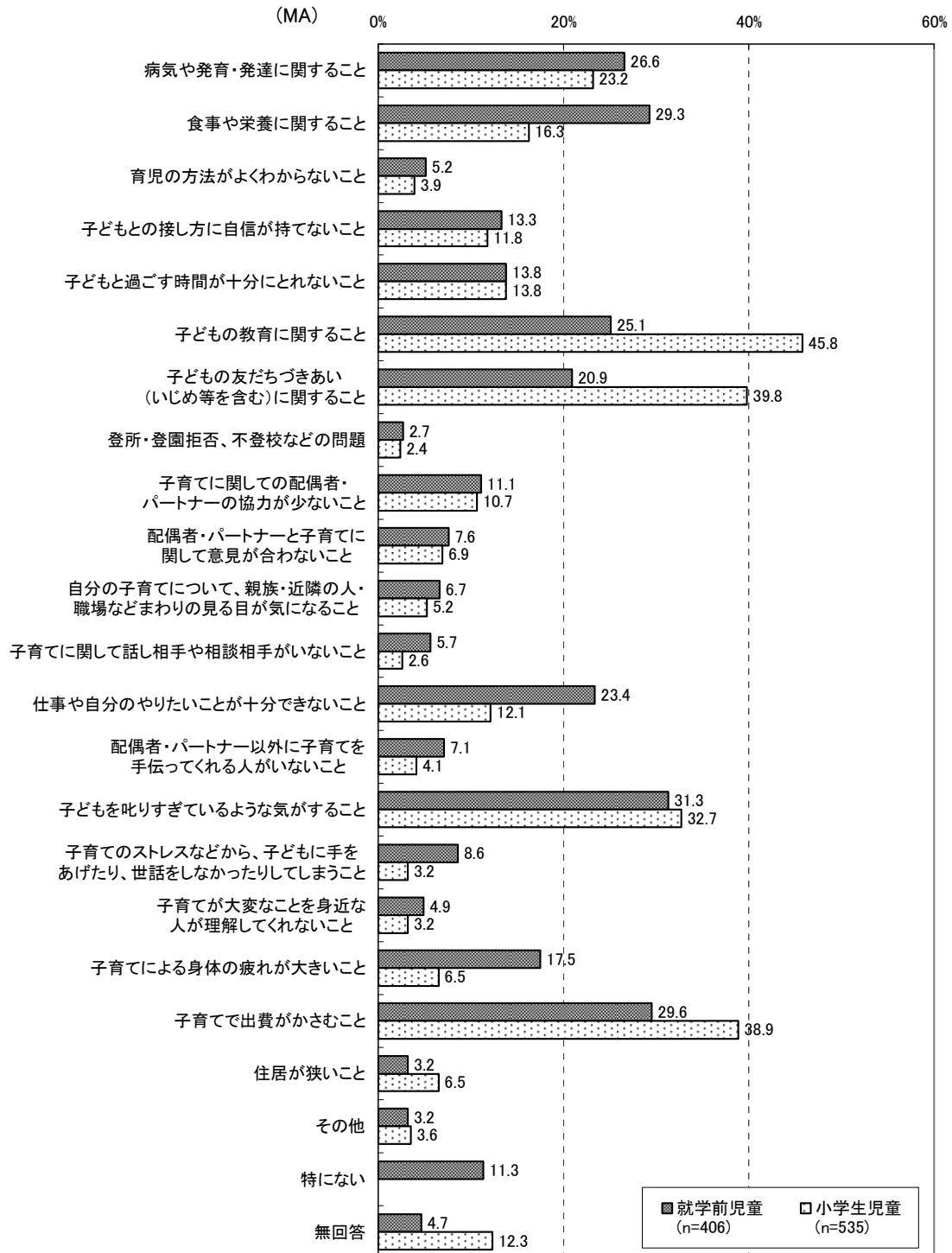
資料：次世代育成支援行動計画（後期）ニーズ調査（平成 20 年 9 月）

(6) 子育て全般について

① 子育てに関する日常の悩み

子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることは、就学前児童の親は「子どもを叱りすぎているような気がする」と最も高く、次いで「子育てで出費がかさむこと」、「食事や栄養に関すること」が高くなっています。一方、小学生児童の親は「子どもの教育に関すること」が最も高く、次いで「子どもの友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」、「子育てで出費がかさむこと」が高くなっています。（図 6-6-1）

【図 6-6-1 子育てに関する悩み】

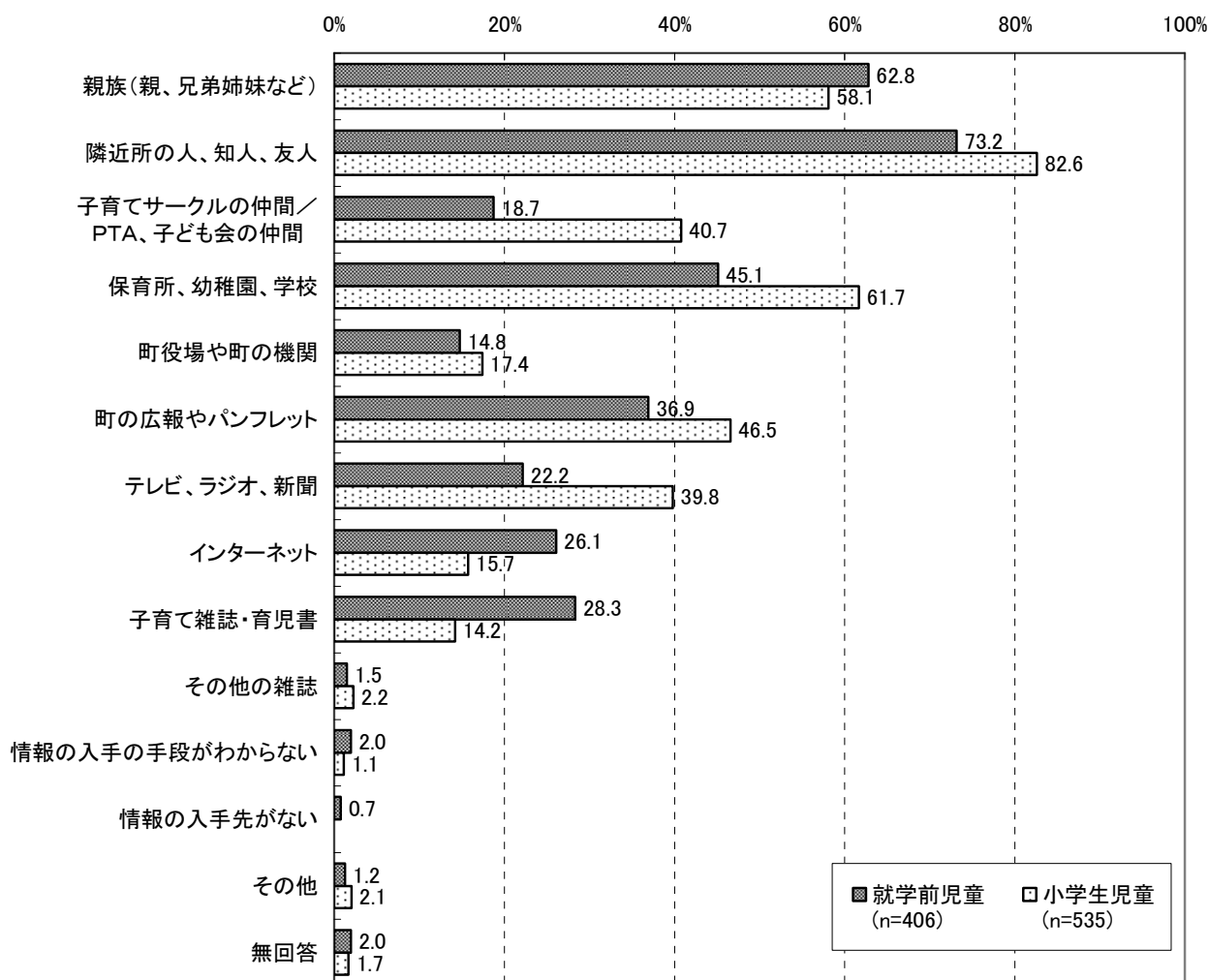


資料：次世代育成支援行動計画（後期）ニーズ調査（平成 20 年 9 月）

② 子育てに関する情報の入手先

子育てに関する情報の入手先は、就学前児童の親、小学生児童の親ともに「隣近所の人、知人、友人」、「親族（親、兄弟姉妹など）」や「保育所、幼稚園、学校」が高くなっています。（図 6-6-2）

【図 6-6-2 子育てに関する情報の入手先】

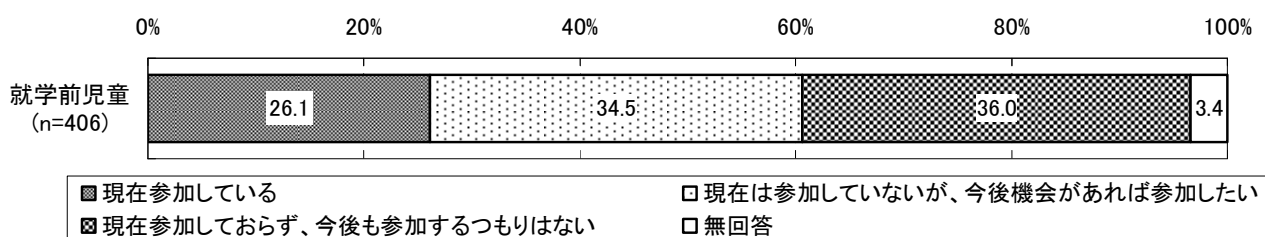


資料：次世代育成支援行動計画（後期）ニーズ調査（平成 20 年 9 月）

③ 子育てサークルなどへの参加状況

子育てサークルなど、自主的な活動に「現在参加している」は 26.1%で、これに「現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい」をあわせた 60.6%に参加希望があります。（図 6-6-3）

【図 6-6-3 子育てサークルなどへの参加状況】※就学前児童のみ



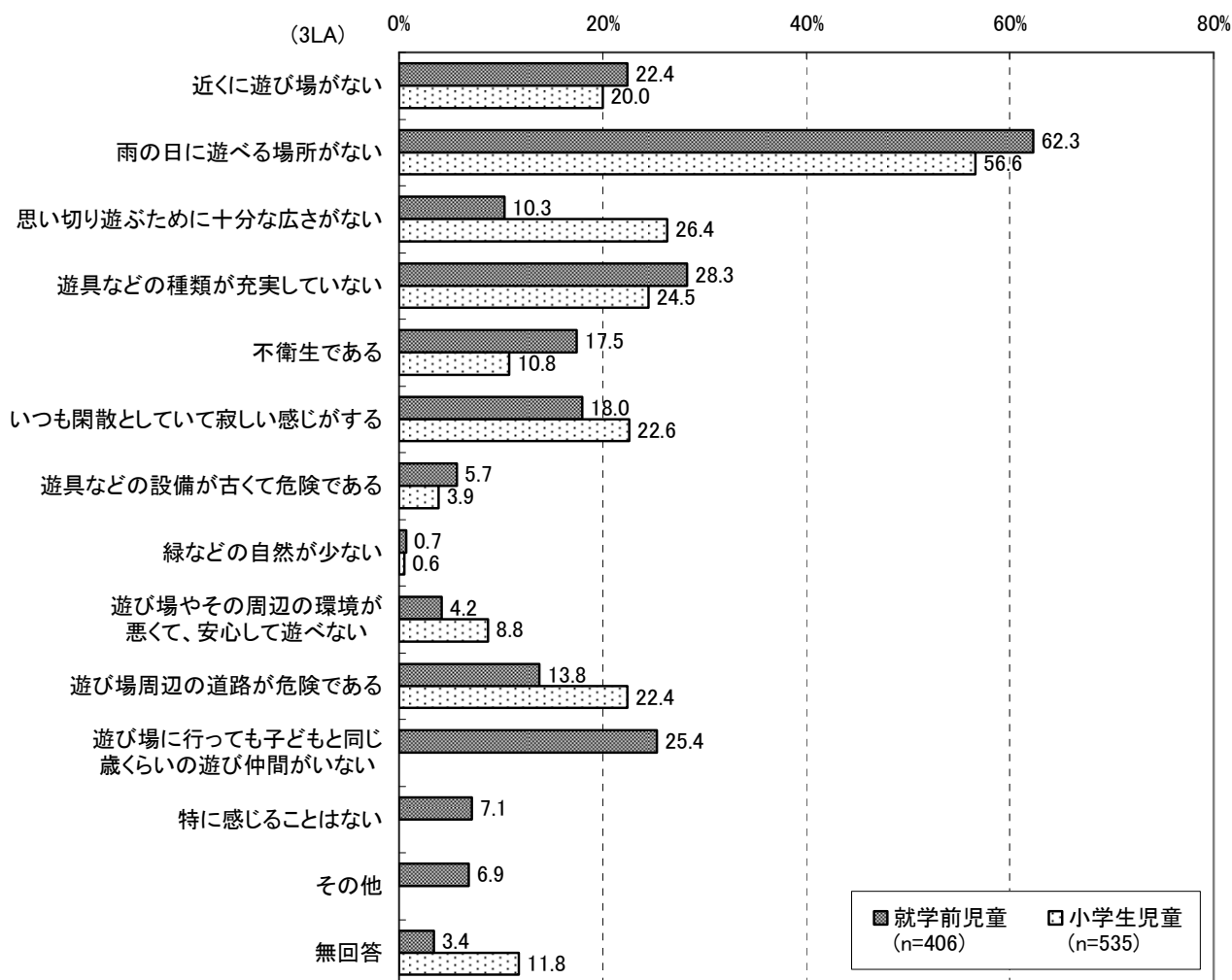
資料：次世代育成支援行動計画（後期）ニーズ調査（平成 20 年 9 月）

(7) 生活環境について

① 子どもの遊び場について感じていること

家の近くの子どもの遊び場について、日ごろ感じていることは、就学前児童の親では「雨の日に遊べる場所が少ない」が62.3%と最も高く、次いで「遊具などの種類が充実していない」が28.3%、「遊び場に行っても子どもと同じ歳くらいの遊び仲間がない」が25.4%となっています。一方、小学生児童の親でも、「雨の日に遊べる場所が少ない」が56.6%と最も高く、次いで「思い切り遊ぶために十分な広さがない」が26.4%、「遊具などの種類が充実していない」が24.5%となっています。(図 6-7-1)

【図 6-7-1 子どもの遊び場について感じていること】



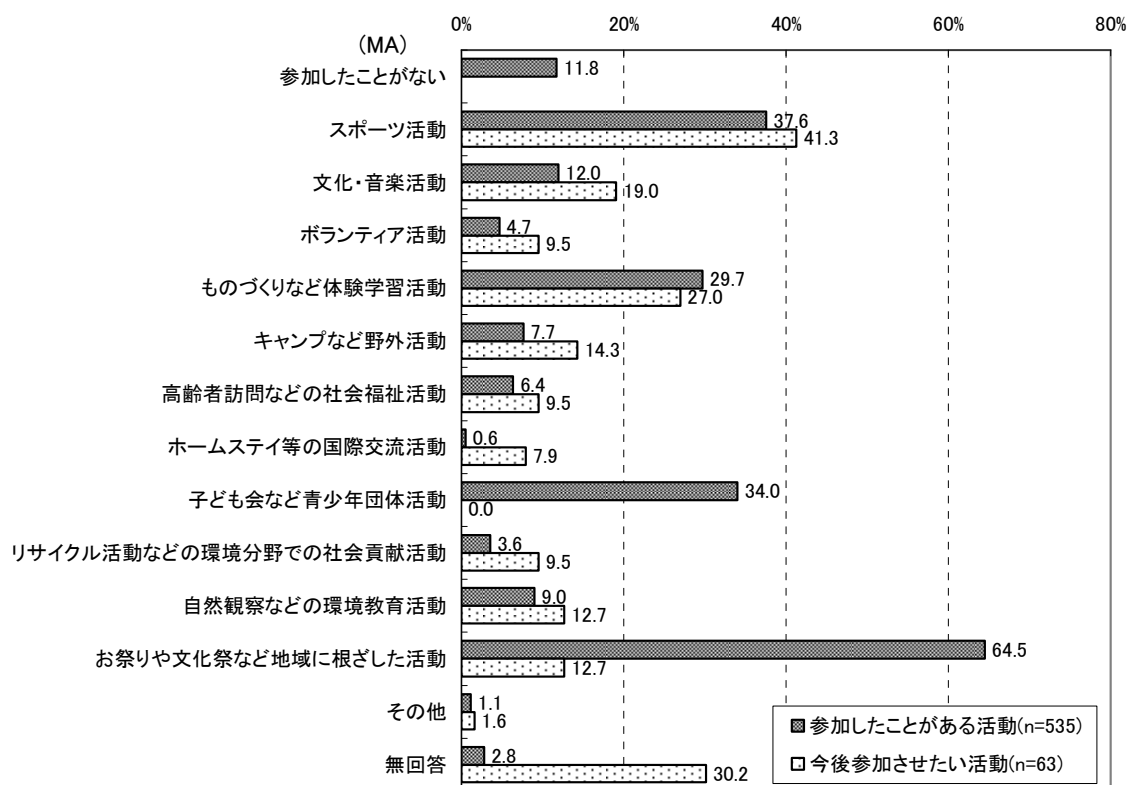
資料：次世代育成支援行動計画（後期）ニーズ調査（平成 20 年 9 月）

② 子どもの地域活動への参加状況・参加意向

子どもの地域活動やグループ活動などの参加状況について、参加したことがある活動は「お祭りや文化祭など地域に根ざした活動」が64.5%と最も高く、次いで「スポーツ活動」が37.6%、「子ども会など青少年団体活動」が34.0%となっています。

また、今後参加させたい活動は、「スポーツ活動」が41.3%と最も高く、次いで「ものづくりなど体験学習活動」が27.0%、「文化・音楽活動」が19.0%となっています。(図 6-7-2)

【図 6-7-2 子どもの地域活動への参加状況・参加意向】※小学生児童のみ

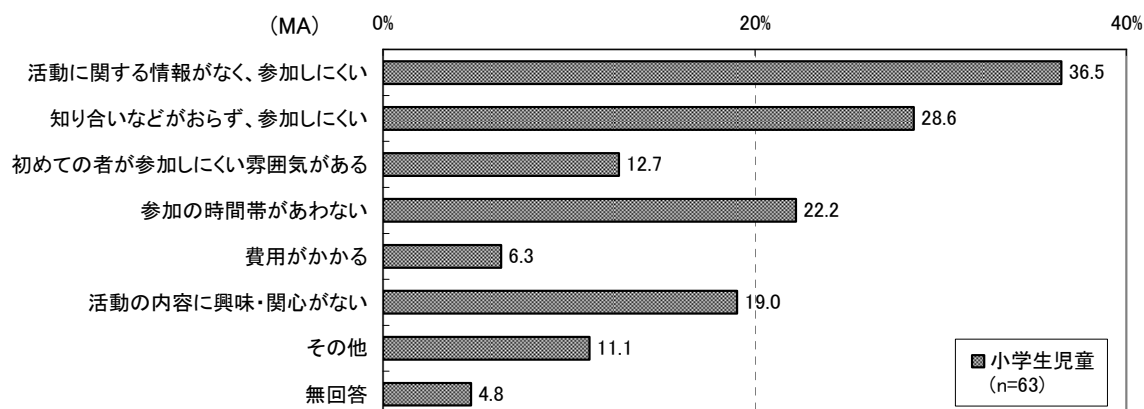


資料：次世代育成支援行動計画（後期）ニーズ調査（平成 20 年 9 月）

③ 地域活動に参加していない理由

地域活動やグループ活動などにこれまで参加していない理由は、「活動に関する情報がなく、参加しにくい」、「知り合いなどがおらず、参加しにくい」などが高くなっています。(図 6-7-3)

【図 6-7-3 地域活動に参加していない理由】※小学生児童のみ



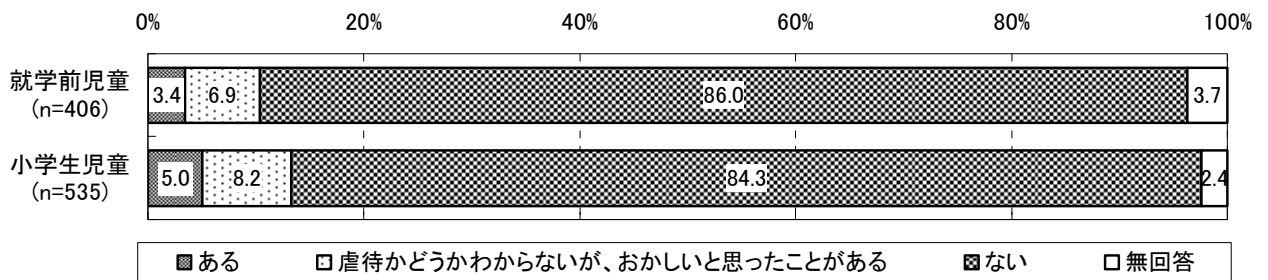
資料：次世代育成支援行動計画（後期）ニーズ調査（平成 20 年 9 月）

(8) 子どもの権利について

① 子どもの虐待の見聞

身近なところで、子どもの虐待を見たり聞いたりしたことが「ある」は就学前児童の親で3.4%、小学生児童の親で5.0%となっており、「虐待かどうか分からないが、おかしいと思ったことがある」をあわせると、就学前児童の親で10.3%、小学生児童の親で13.2%となり、何らかの子ども虐待を感じた経験がある人は就学前児童の親、小学生児童の親ともに約1割となっています。(図6-8-1)

【図6-8-1 子どもの虐待の見聞】

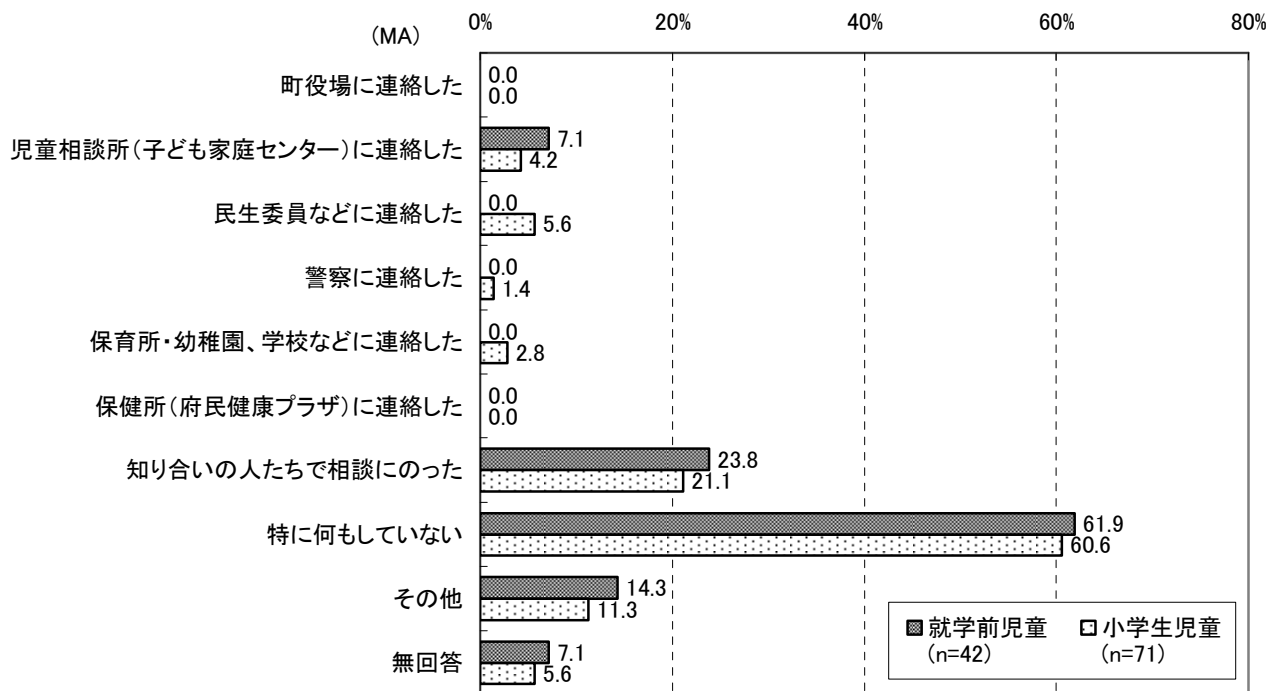


資料：次世代育成支援行動計画（後期）ニーズ調査（平成20年9月）

② 虐待時の対応

虐待時の対応は、就学前児童の親、小学生児童の親ともに「特に何もしていない」がそれぞれ61.9%、60.6%と最も高く、次いで「知り合いの人たちで相談にのった」が23.8%、21.1%、「児童相談所（子ども家庭センター）に連絡した」が7.1%、4.2%となっています。(図6-8-2)

【図6-8-2 虐待時の対応】

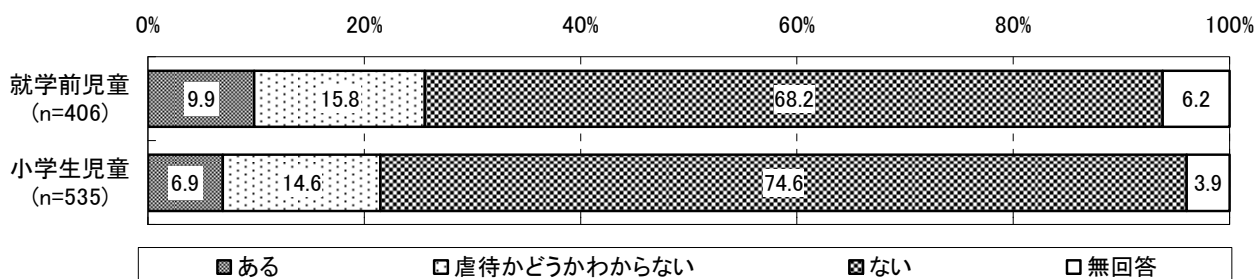


資料：次世代育成支援行動計画（後期）ニーズ調査（平成20年9月）

③ 自分の子どもへの虐待の経験

自分が子どもを虐待しているのではないかと思うことが「ある」は就学前児童の親で 9.9%、小学生児童の親で 6.9%となっており、「虐待かどうか分からない」をあわせると、就学前児童の親で 25.7%、小学生児童の親で 21.5%となっています。(図 6-8-3)

【図 6-8-3 自分の子どもへの虐待の経験】



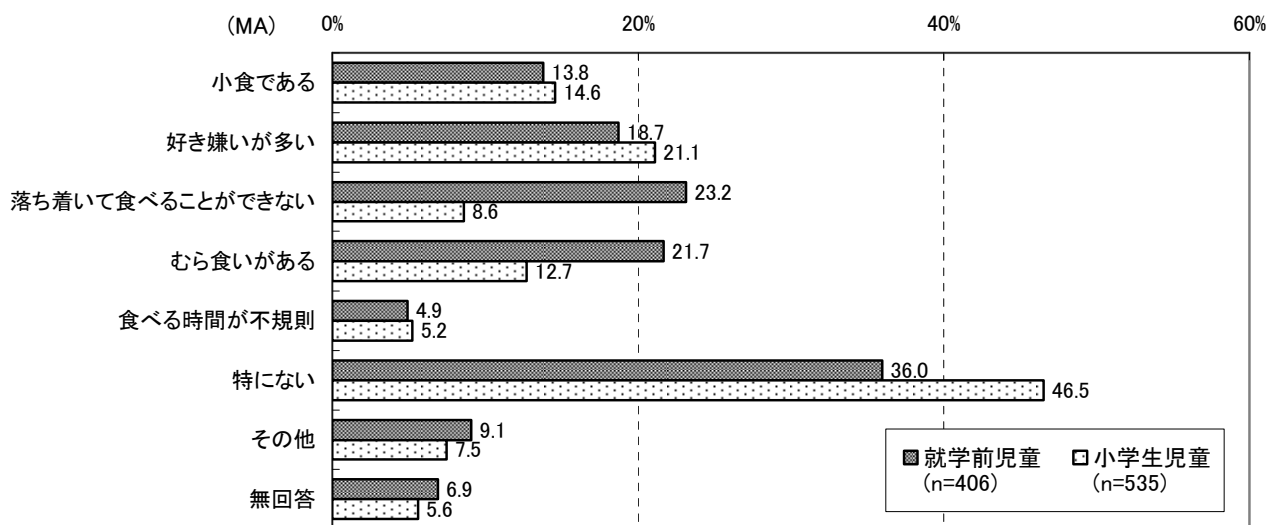
資料：次世代育成支援行動計画（後期）ニーズ調査（平成 20 年 9 月）

(9) 子どもの食生活や健康について

① 子どもの普段の食事について心配なこと

子どもの普段の食事について心配なことは、就学前児童の親、小学生児童の親ともに「特にない」がそれぞれ 36.0%、46.5%と最も高く、次いで就学前児童では「落ち着いて食べることができない」が 23.2%、「むら食いがある」が 21.7%となっており、小学生児童では「好き嫌いが多い」が 21.1%、「小食である」が 14.6%となっています。(図 6-9-1)

【図 6-9-1 子どもの普段の食事について心配なこと】

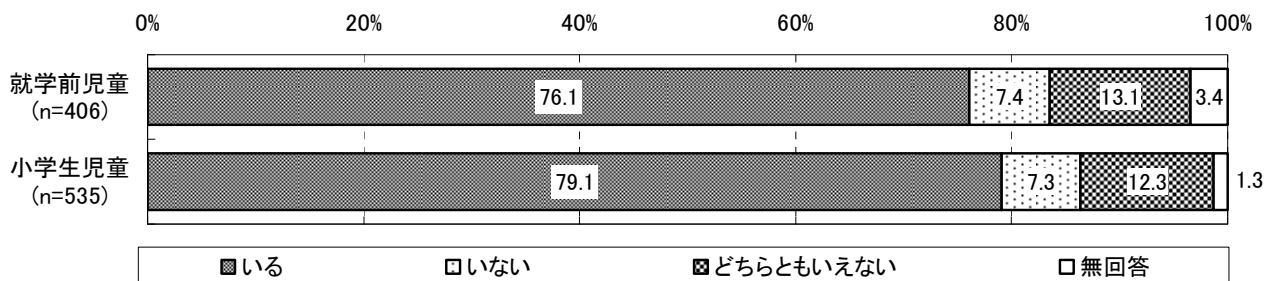


資料：次世代育成支援行動計画（後期）ニーズ調査（平成 20 年 9 月）

② かかりつけ医師の有無

子どもにかかりつけ医師が「いる」は就学前児童の親で76.1%、小学生児童の親で79.1%とともに約8割を占めています。(図6-9-2)

【図6-9-2 かかりつけ医師の有無】

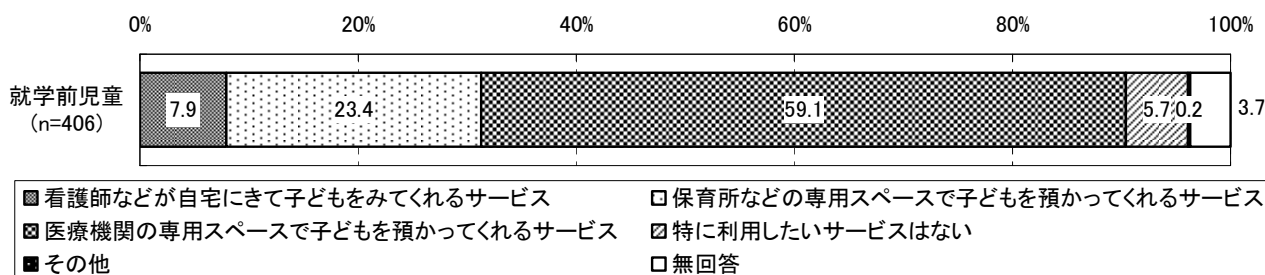


資料：次世代育成支援行動計画（後期）ニーズ調査（平成20年9月）

③ 希望する看護師などの預かりサービス

子どもが病気や病気回復期であり、家族が面倒をみるのが困難な場合、医療機関との連携のもとに看護師などが預かるサービスがあるとしたら、利用したいサービスとして「医療機関の専用スペースで子どもを預かってくれるサービス」が59.1%、次いで「保育所などの専用スペースで子どもを預かってくれるサービス」が23.4%、「看護師などが自宅にきて子どもをみてくれるサービス」が7.9%となっています。(図6-9-3)

【図6-9-3 希望する看護師などの預かりサービス】※就学前児童のみ



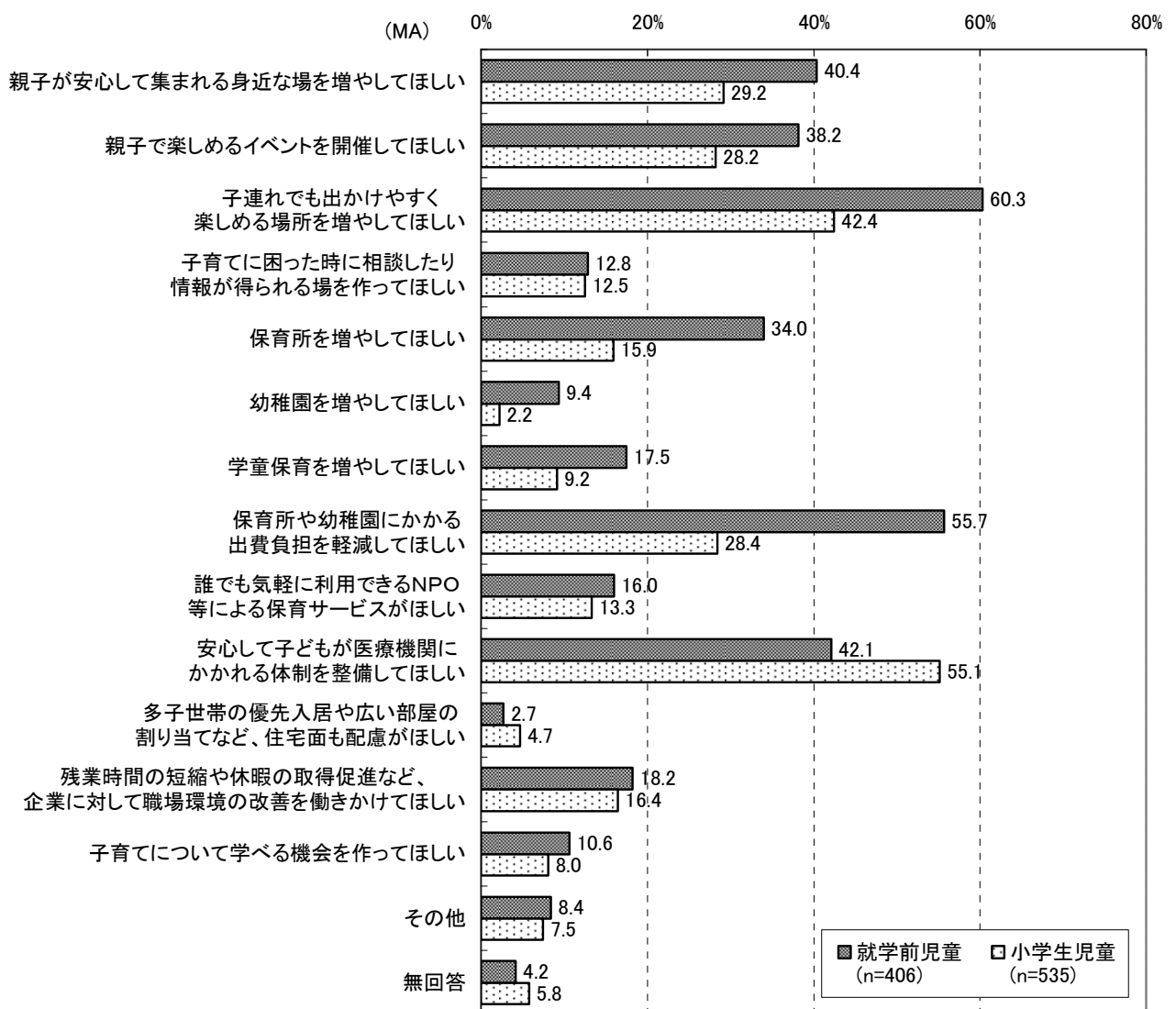
資料：次世代育成支援行動計画（後期）ニーズ調査（平成20年9月）

(10) 行政サービスや保育サービスへの要望について

① 行政サービスへの要望

町などに対して、子育て支援の充実を図ってほしいことは、就学前児童の親は「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が60.3%で最も高く、次いで「保育所や幼稚園にかかる出費負担を軽減してほしい」が55.7%、「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」が42.1%となっています。一方、小学生児童の親は「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」が55.1%でもっとも高く、次いで「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が42.4%、「親子が安心して集まれる身近な場を増やしてほしい」が29.2%となっています。(図 6-10-1)

【図 6-10-1 行政サービスへの要望】



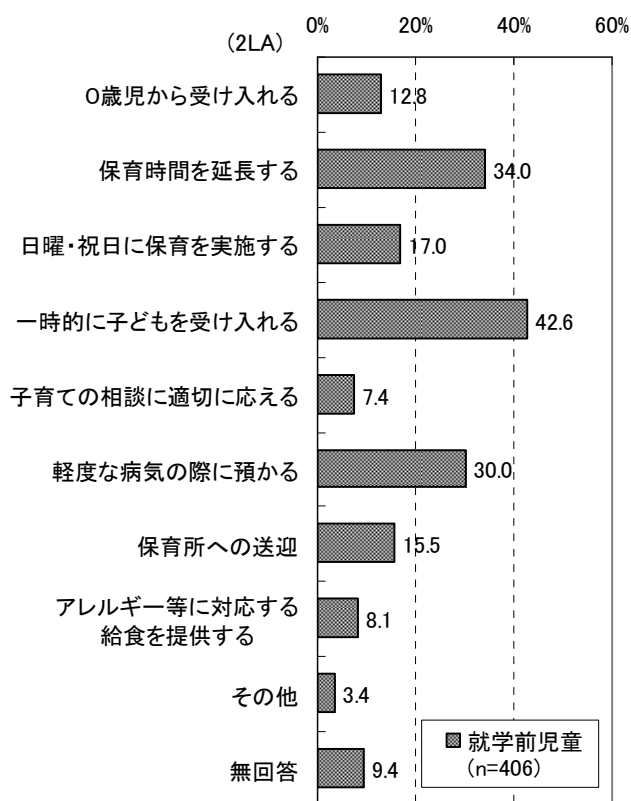
資料：次世代育成支援行動計画（後期）ニーズ調査（平成20年9月）

② 保育サービスへの要望

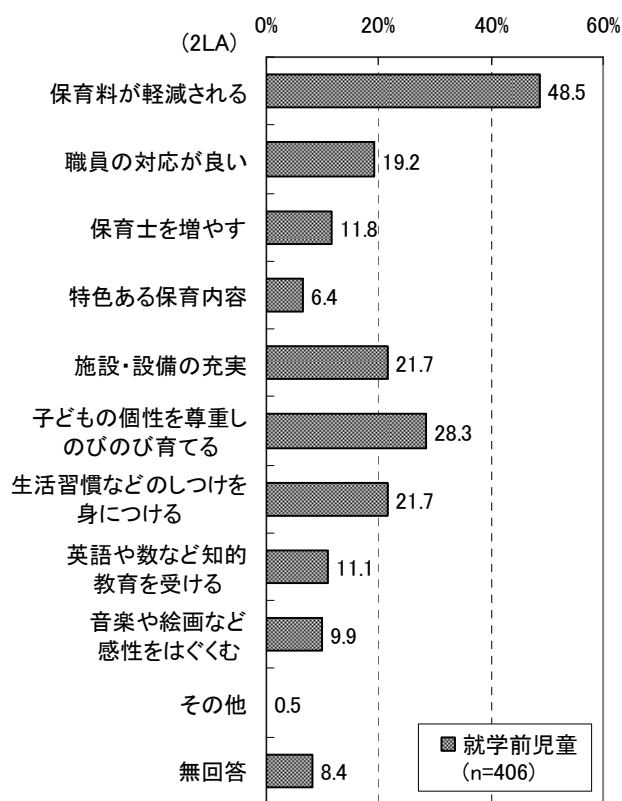
希望する保育サービスの種類は、「一時的に子どもを受け入れる」が42.6%と最も高く、次いで「保育時間を延長する」が34.0%、「軽度な病気の際に預かる」が30.0%となっています。(図6-10-2)

また、希望する保育サービスの内容は、「保育料が軽減される」が48.5%と最も高く、次いで「子どもの個性を尊重しおのびおのび育てる」が28.3%、「施設・設備の充実」及び「生活習慣などのしつけを身につける」が21.7%となっています。(図6-10-3)

【図6-10-2 希望する保育サービスの種類】
※就学前児童のみ



【図6-10-3 希望する保育サービスの内容】
※就学前児童のみ



資料：次世代育成支援行動計画（後期）ニーズ調査（平成20年9月）

1. 基本目標ごとの施策評価

基本目標1 子どもが健やかに育つ環境づくり

(1) 子どもの人権を守るための環境整備

前期計画では、子どもの人権を守る環境づくりのため、人権尊重の意識の醸成、関係機関の連携による児童虐待防止対策の充実、相談体制の充実に取り組んできました。

具体的な事業として、CAP プログラム事業(Child Assault Prevention=子どもへの暴力防止)という人権教育プログラムの実施、児童虐待防止ネットワーク事業(河南町子育てネットワーク実務者会議「虐待問題を検討する部会」)における定期的な会議の開催、子ども虐待防止アドバイザー(子ども家庭サポーター)の育成のため、サポーター対象の研修会の開催、また進路選択・教育相談事業として、各校への巡回相談及び中学校での進路説明会での説明を実施してきました。

ニーズ調査の結果をみると、子どもの虐待を見聞きした経験については、就学前児童、小学生児童いずれの保護者も1割以上を占めています。(p39 図6-8-1)

また、子育て支援サービスの「進路選択支援・教育相談」は認知度・利用経験ともに他のサービスに比べて低くなっています。(p26~29 図6-4-1①②・図6-4-2①②)

今後、後期計画ではCAP プログラム事業・児童虐待防止ネットワーク事業などを通じた子どもの人権尊重・児童虐待防止の継続的な推進・関係機関との連携強化や、進路選択・教育相談事業の周知など、既存の事業を継続・充実するとともに、新たに「児童家庭相談援助」と「子育て相談(子育てセンター事業)」を展開し、相談事業の充実を図ります。

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境整備

前期計画では、子どもの生きる力の育成に向けた教育環境整備を図るべく、次代の親の育成、幼児・児童教育の充実・環境整備、家庭や地域の教育力の向上の3つの施策を推進してきました。

事業の展開として、進路選択・教育相談事業や就労相談や支援を行う地域就労支援事業により、次代の親やひとり親家庭などへの支援を図り、地域文庫やブックスタート・絵本読み聞かせなどによる幼児・児童教育の充実、そしてつくしっ子広場における子育て支援事業や青少年健全育成事業を通じて、家庭や地域の教育力の向上を図ってきました。

現状として、ひとり親家庭世帯の増加や女性の就業率の上昇を踏まえると、今後さらに地域就労支援事業の役割が重要となってきます。(p8 表1-3-2、p10 図2-2)

また、ニーズ調査の結果をみると、前述の「進路選択支援・教育相談」に加え、特に就学前児童の保護者の「子育て支援事業(つくしっ子広場)」の認知度・利用経験は他のサービスと比べて低い水準にあります。(p26~29 図6-4-1①②・図6-4-2①②)

後期計画では、前期計画の施策を継承し、事業の継続を図るとともに、新規事業として子どもたちのまなびやふれあいの場を提供する「放課後子ども教室推進事業」の実施、子どもに関わる課題に取り組む「親学び教室」の開催を推進します。また「絵本読み聞かせ「おはなし会」」を子育てセンター事業「しゅっぽっぽ☆くらぶ」として実施し、さらに子どもの教育環境を整備していきます。

(3) 子どもと母親の健康の確保

前期計画では、子どもと母親の健康の確保のため、母子の健康維持・増進、食育の推進、思春期保健対策の充実、小児医療保健対策の充実の4つの施策を軸に、事業を展開してきました。

各施策の主な事業は、母子の健康維持・増進のため妊婦・乳児などの健診、予防接種事業、子どもの保健指導などを行う両親教室や訪問事業、育児相談の開催などの母子保健サービスを提供し、また離乳食講習会の実施、小児救急医療体制の整備などを推進してきました。

現状では、健康診査や歯科健診の受診率は高い水準を維持しています。(p15 表4-1)

また、ニーズ調査の結果では、行政サービスへの要望として、安心して子どもが医療機関にかかれる体制の整備を求める回答が多くなっています。(p42 図6-10-1)

こうした現状を踏まえて、後期計画においても、前期計画の施策を継承し、特に母子保健サービスの充実及び小児医療体制の整備は継続して推進していく必要があります。また、前期計画では未実施であった思春期保健対策の充実についても検討していきます。

基本目標2 子育て家庭の不安や負担を取り除く環境づくり

(1) 男女がともに協力しあう子育ての啓発

前期計画では、男女がともに協力しあう子育ての啓発のため、多様な働き方及び男性を含めた働き方の見直しとして、男女共同参画社会の実現に向けた啓発事業や男女共同参画講座「男性子育て教室」を実施し、さらに、両親が等しく、妊娠、出産、育児などに関する知識、技術の習得が行える場として、両親教室（ゆりかご教室）を開催してきました。

現状として、ニーズ調査の結果をみると、仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることは、就学前児童、小学生児童の保護者ともに「自分が病気・けがをした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒をみる人がいない」が最も高く、また企業などで取り組んでほしい仕事と子育ての両立支援を図る制度や支援策は、就学前児童、小学生児童の保護者ともに「子どもが病気やけがの時等に安心して看護のための休暇が取れる制度」が最も高く、このほか就学前児童の保護者は「妊娠中や育児期間中の勤務軽減（フレックスタイム制度や短時間勤務制度等）」が高くなっています。

(p33 図6-5-1、p34 図6-5-2)

また、子育て支援サービスの「両親教室（ゆりかご教室）」は、就学前児童の保護者の認知度は高いものの利用希望が他のサービスに比べて低くなっています。(p26 図6-4-1①、p30 図6-4-3①)

後期計画においては、引き続き前期計画の施策を継承し、より多様化するであろう働き方や男性の働き方について見直しを行い、男性の育児への参加や仕事と子育ての両立を推進していきます。

(2) 支援を必要とする子どもやその親を支える環境整備

前期計画では、ひとり親家庭や障がいのある子どものいる家庭など、特別な支援を要する家庭に対して、様々な支援を行ってきました。

ひとり親家庭などの自立支援については、児童扶養手当などの経済的支援や、各種保育事業の実施などに取り組み、また障がいのある子どもの支援体制の充実として、特別児童扶養手当や障害者（児）等給付金などの経済的支援、補装具の交付・修理や日常生活用具の給付といったサービスに取り組んでいます。

現状として、児童扶養手当や特別児童扶養手当の受給者数や、ひとり親医療費助成と重度心身障がい者等医療費助成の受給者数は増加傾向にあります。(p17 表 4-3-1、表 4-3-2)

後期計画においても、支援を必要とする子どもやその親を支える環境整備に取り組んでいくため、前期計画の施策を継承し、障がいのある子どものいる家庭には障がい児保育の実施について新たに取り組んでいきます。

基本目標 3 子育てにやさしい環境づくり

(1) 地域の子育て環境の整備

前期計画では、地域子育て支援センターや子育てサークル活動助成などの子育て支援サービスや、広報紙などによる子育てに関する情報提供、通常保育、延長保育や放課後児童クラブといった多様な保育サービス及び子どもの居場所づくりの充実、また「子育てネットワーク・河南」を通じて子育て支援のネットワークづくりを推進し、家庭だけでなく、社会全体で子育てを支えるために、地域における子育て環境の整備に努めてまいりました。

現状として、認可保育園の入所者数や、子育て支援サービスの利用者数は年々増加傾向にあり、今後もニーズに対応していく必要があります。(p11 表 3-1-1、p18 表 5-1)

ニーズ調査の結果をみると、利用したい、あるいは利用日数・時間が足りていないと思う保育サービスは「認可保育所」及び「幼稚園の預かり保育」が最も高く、次いで「病児・病後児保育」が高くなっています。(p24 図 6-2-3)

また、子育てサークルなど、自主的な活動に「現在参加している」は 26.1%で、これに「現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい」をあわせた 60.6%に参加希望があります。(p36 図 6-6-3)

後期計画においては、前期計画の施策を継承し、既存の事業を継続するとともに、新たな事業として、子育て支援サービスや情報提供の充実のため、子育てセンターにおける各種子育て支援の教室や講習会・講演会の開催を実施します。また、多様な保育サービスの充実として、障がい児保育事業、放課後子ども教室推進事業を実施し、一時預かり保育事業（ぼけっとルーム）の実施を検討します。子育て支援のネットワークづくりとしては、子育て親子や地域住民に子育てセンターのボランティアスタッフとして参加していただくボランティア教室も新たに実施します。

(2) 子どもがのびのび育つ安心・安全な環境の整備

前期計画では、子どもの成長に寄与する安心・安全な環境の整備のため、子どもの安全の確保として、教育施設等警備員配置事業や「子ども 110 番」運動の周知や、子育てに配慮した地域環境の整備として公園管理事業などの実施、また安心して子育てができるよう、子育て家庭の経済的負担を軽減するための各種の手当や助成にも取り組んできました。

現状では、児童手当や児童扶養手当など各種手当の受給者数や、ひとり親医療費助成と重度心身障がい者等医療費助成など各種助成の受給者数は増加傾向にあります。(p17 表 4-3-1、表 4-3-2)

後期計画においては、引き続き前期計画の3つの施策を継承します。各施策の事業においては、新たに子どもの安全確保として、地域と行政が協働し、防犯啓発や子どもの下校時の安全確保などを目的とした「青色防犯パトロール」について取り組んでいきます。

2. 目標事業量の進捗状況

「次世代育成支援対策推進法」では、市町村行動計画の策定にあたり、つぎの表に掲げる 14 の事業（特定 14 項目）について目標事業量を設定するよう定めています。

ここでは、前期計画の目標事業量設定に対し平成 21 年度時点での実施事業量の評価を行います。

事業名	事業概要	平成 16 年度 実施事業量	平成 21 年度 目標事業量	平成 21 年度 実施事業量
通常保育事業	保護者が日中就労等のために保育できない児童を認可保育所で保育する。(保育時間：午前8時～午後7時の11時間)	1か所 定員 120人	1か所 定員 120人	1か所 定員 120人
延長保育事業	認可保育所において、通常保育の前後に時間を延長して保育を行う。	1か所 ※前延長(午前7時30分から30分間)を実施している	1か所 ※現在の前延長に加え、後延長の実施も検討する	1か所 ※前延長(午前7時30分から30分間)を実施
夜間保育事業	保護者の就業状態、就業時間の多様化に対応するため、延長保育終了後も保育を行う。	0か所	0か所	0か所
子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	就労等の都合により保護者の帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合等に、児童養護施設等において一時的に児童を預かり、夕食や入浴の世話をを行う。	0か所	3か所	3か所
休日保育事業	日曜日・祝日に、保護者が就労等のために日中保育できない児童を認可保育所で保育する。	0か所	1か所	0か所
放課後児童健全育成事業	保護者が日中就労等のために家庭にいない小学生(主に低学年)に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等において、適切な遊びと生活の場を与える。	5か所	5か所	5か所
乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育)【派遣型】	保育士や看護師が、病気回復期にある児童の家庭を訪問し、保護者にかわって保育を行う。	0か所	0か所	0か所

事業名	事業概要	平成 16 年度 実施事業量	平成 21 年度 目標事業量	平成 21 年度 実施事業量
乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育)【施設型】	病気回復期にある児童を保育所・病院等において保育する。	0か所	0か所	0か所
子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者が病気になった場合等に、児童養護施設等において短期間(1週間程度)児童を預かる。	0か所	3か所	3か所
一時保育事業	普段家庭において児童を保育している保護者の病気時の対応や育児疲れ解消等を目的に、一時的に認可保育所で児童を保育する。	0か所	0か所	0か所
特定保育事業	保護者のパート就労等により家庭での保育が困難な3歳未満児に対して、週2~3日程度、または午前か午後のみ等の柔軟な保育を行う。	0か所	0か所	0か所
ファミリーサポートセンター事業	子育ての支援を受けたい人で行いたい人が会員登録し、保育所までの送迎、保育終了後や買い物等の外出時の一時預かり等、子育てについての助け合いを行う。	0か所	0か所	0か所
地域子育て支援センター事業	子育て不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する支援を行う。	0か所	1か所	1か所
つどいの広場事業	主に3歳未満児を持つ保護者に対して保護者同士の交流の場を提供し、子育て不安の軽減や仲間づくりの支援を行う。	0か所	0か所	0か所

1. 基本理念

みどりのなか、子育てと、子どもの笑顔をつなぐまち

本町における自然豊かな環境の中、保護者はもちろん、それをとりまく町行政や地域全体が、ともに絆を育み、協働して子育てに取り組むことにより、未来ある子ども達が常に笑顔でいられるまちづくりをおこない、次代に受け継いでいきたいという思いをこめ、町総合計画「緑（みどり）、絆（きずな）、継（つなぐ）」の理念のもとに設定しました。

父母をはじめとする保護者が、子育てについて責任をもつということはもちろんですが、個人の価値観や社会環境の変化により、保護者のみでなく社会全体の子育てに対するかかわり方や考え方も変化しています。

このことから前期計画に続いて、厚生労働省が定める「行動計画策定指針」に基づきながら、地域とのさまざまなふれあいやつながりを強めることで、子どもを生み育てることが、楽しく、よここびが感じられるようなまちづくりを目指します。

2. 基本視点

後期計画では、前期計画から引き続き、次世代育成支援対策推進法の趣旨や策定方針に基づき、就学前児童及び就学児童がいる世帯へのアンケート調査から得られた住民の声を尊重し、以下の3つの視点を基本とします。

① 子どもの視点

すべての子どもは、生命と人権が尊重され、幸せに育つことが保障されなければなりません。次代を担う子どもたちの幸せを第一に考え、子どもの視点に立った取り組みを進めます。

② 子育て家庭を支援する視点

子どもの健やかな成長にとって家庭の果たす役割は重要です。子どもは親からのあたたかい愛情や家族の強い絆に支えられ、健やかに成長していくことから、家庭の子育て力を高める支援を進めます。

③ 地域で子育てを支援する視点

子育ての第一義的責任は保護者にあります。しかし、子どもは社会を構成する一員でもあることから、地域、企業、行政をはじめ社会全体が、さまざまな社会資源を活用し、それぞれの役割を担いながら連携体制を確立させ、子どもたちを心身ともに健やかに育むための取り組みを進めます。

3. 基本目標

後期計画では、次世代育成支援対策推進法及び、住民のニーズ、本町の子育て支援施策計画を踏まえ、前期計画の基本目標である、以下の3つの目標を継承し、基本理念と3つの視点で示したまわりの実現を目指します。

① 子どもが健やかに育つ環境づくり

近年、虐待や犯罪など、子どもの人権が侵害されるような事件が後をたたず、社会問題となっています。子どもの社会的な自立をうながすためには、自らの危険を認識し防御するための、基本的な子どもの権利意識を育む必要があります。

また、子どもの健全な成長をうながすためには、児童虐待や犯罪を抑制、阻止できるように、地域住民や行政、各関係機関、団体などにより、早期発見、早期対応出来る関係性を構築していくことが重要となります。これらの内的、外的な2つの視点で子どもの権利が守られる環境づくりを進めていきます。

家庭は子どもにとって生活拠点であり、成長のための大切な場所となります。妊娠、出産、乳幼児期における母子の健康を確保し、すこしでも子育て家庭の負担が軽減できるよう取り組みを推進します。

② 子育て家庭の不安や負担を取り除く環境づくり

子育て家庭やその保護者が抱える不安や負担が、児童虐待につながる要因のひとつであることが指摘されています。それらの不安や悩みを解決する場や、機会をつくることが重要です。また、子どもの健全な成長にとって、父親の役割が大きな比重を占めるにもかかわらず、依然として子育ての大部分を女性が担っているのが現状であるため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が保てるよう、保育サービスの充実や、企業や職場の意識改善をはたらきかけるような取り組みを進めます。

子育ては、少子化や核家族化の進行などともなう地域コミュニティの稀薄化などにより、保護者や家庭だけで悩みや負担感を抱え込む傾向が強くなってきています。これらを軽減するために、状況に応じた支援を地域とともに進めていけるような環境が求められています。

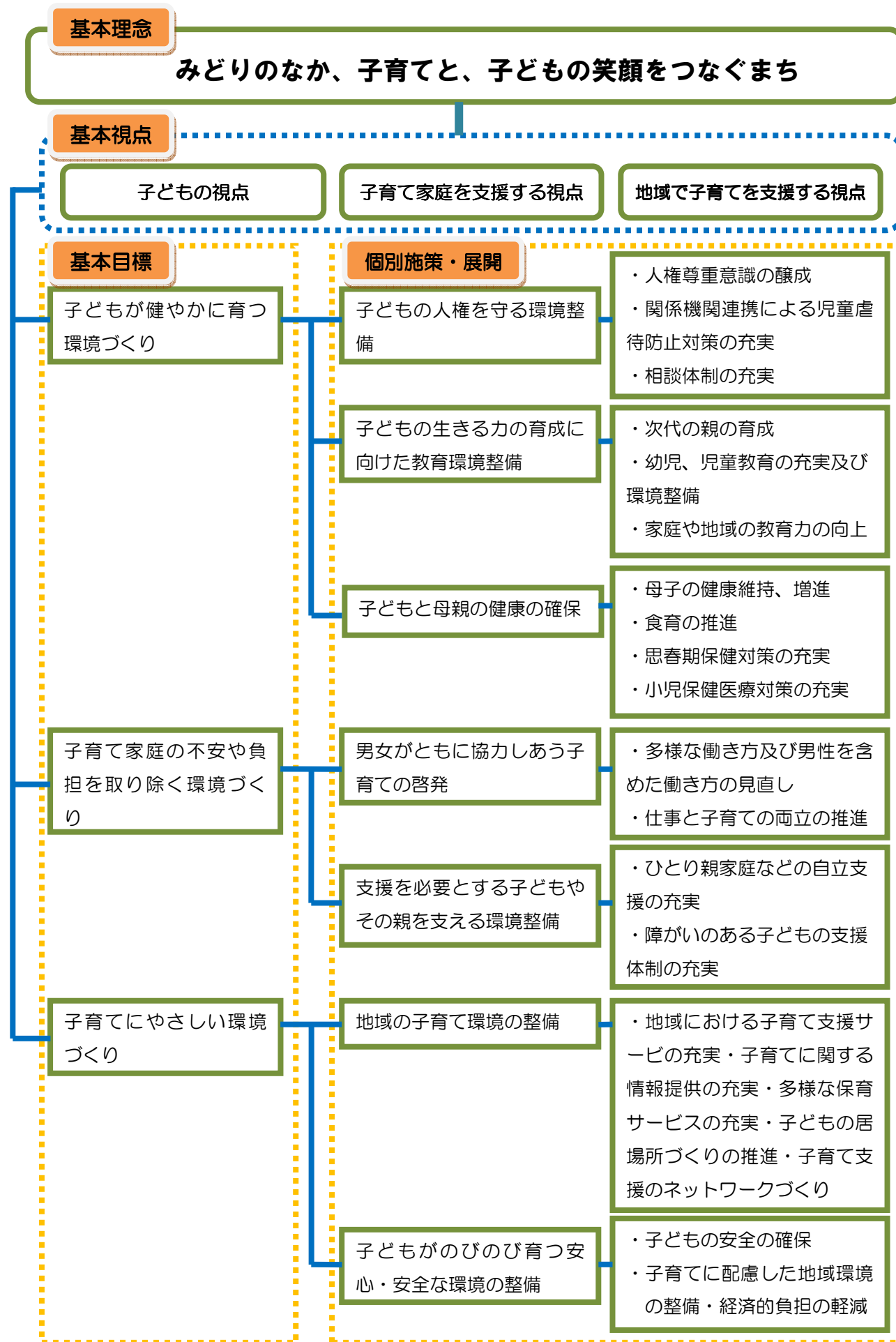
若い世代が、家庭や子どもを持つことについての意義を理解し、不安や負担を感じることなく安心して子育てができるような環境づくりを推進します。

③ 子育てにやさしい環境づくり

子どもは社会を構成する一員であり、心身ともに健やかに育むためには、家庭はもちろんのこと、地域・企業・行政をはじめ、社会全体がそれぞれの立場における機能を発揮して、その責任を担いながら子育てを支えていくことが重要となります。

地域が子どもや子育て家庭にとって安全・安心して生活することができる場となるよう、環境を整備することが求められています。子どもの笑顔がたくさんあふれ、子育て家庭の保護者に「河南町で子育てをしてよかった」と思ってもらえるような、子育てにやさしい地域環境づくりを推進します。

4. 施策の体系



1. 子どもが健やかに育つ環境づくり

(1) 子どもの人権を守る環境整備

子どもの人権がおびやかされないことがないよう、子ども自身も含め、まわりの環境がひとしく人権を尊重する意識を持ち、いじめや児童虐待などの問題に対し、家庭、学校、地域など子どもを取り巻く環境において、関係者、関係機関が連携し、その防止や対策に取り組んでいきます。

① 人権尊重の意識の醸成

事業名	施策内容	今後の方向性 (※注)	担当課
CAPプログラム事業	CAPとはChild Assault Prevention(子どもへの暴力防止)からとられ、子どももおとなも自分と他者の人権の重さと大切さを知ることにより、いじめや虐待などの暴力をゆるさない社会をつくるための教育プログラムで、町では、毎年町立小学校の3年生とその保護者、平成19年度からは町立中学校でも事業を実施しています。	継続	教育課

② 関係機関連携による児童虐待防止対策の充実

事業名	施策内容	今後の方向性	担当課
子育てネットワーク事業「虐待問題を検討する部会」(子育てネットワーク・河南)	子育てネットワークに参画する各機関の実務者で構成する「実務者会議」は3つの部会から成り、そのひとつを「虐待問題を検討する部会」として います。 定期的開催されるこの部会では、虐待防止のために必要な事業の連携、調整を行い、虐待の個別ケースについては、各関係機関で相談をうけ情報を集約し、虐待問題個別対応会議で検討を行っています。	継続	子育て健康課

③ 相談体制の充実

事業名	施策内容	今後の方向性	担当課
子ども虐待防止アドバイザー(子ども家庭サポーター)	児童虐待の発生予防を目指し、身近な地域で気軽に子育ての相談に応じるなど、家庭と地域の子育て力を高める各種活動に参画するボランティアで、大阪府が養成講座を行っています。	継続	子育て健康課
児童家庭相談援助	児童家庭相談とは、すべての子どもが健全に育ち、もてる力を最大限に発揮して生きていけるように、子ども及びその家族などの相談に応じ、適切な支援を提供する活動をいいます。育児不安などさまざまな相談に対する要望が増大する中、住民に身近な相談窓口として、各関係機関との連携をとり対応を行っています。	新規	子育て健康課
子育て相談(子育てセンター事業)	電話や子育てセンターでの面談により、子育てなどについて相談を行っています。必要に応じて保健師や栄養士の紹介や、児童家庭相談援助との連携をとるなどといった対応を行っています。	新規	子育て健康課
スクールカウンセラー配置事業	いじめや不登校など児童生徒の問題行動などに対し、対応策の一環として、児童生徒の心の悩みに対し、臨床心理士がカウンセリングを行っています。	継続	教育課
進路選択・教育相談事業	教育相談事業では、幼稚園、小学校、中学校におけるさまざまな課題(いじめ、不登校、虐待など)に関する子ども、保護者、教職員からの相談を受け付け、子どもの健やかな成長を支えていくことを目的としています。	継続	教育課

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境整備

子どもは家庭や地域におけるさまざまな経験や人とのふれあいなどを通して学び、成長していきます。次代の親となる世代やひとり親家庭などへの就労・進路選択を援助することで安定した家庭づくりを支援し、また、地域において親子や子ども同士で利用したり、参加したりする中で成長できるような事業や場所を提供するなど、子どもを取り巻く環境の整備を行っていきます。

① 次代の親の育成

事業名	施策内容	今後の方向性	担当課
進路選択・教育相談事業【再掲】	教育相談事業では、幼稚園、小学校、中学校におけるさまざまな課題(いじめ、不登校、虐待など)に関する子ども、保護者、教職員からの相談を受け付け、子どもの健やかな成長を支えていくことを目的としています。	継続	教育課
親学び教室	子どもに関わる課題をはじめとする、さまざまな課題に主体的に取り組むことを通して、おとな自身が学び育つことができる「おとなのまなび」のための講座を、大阪府の作成資料をもとに開催しています。	新規	教育課
地域就労支援事業	厳しい雇用情勢のもと、就職困難者が増加しています。町では「地域就労支援センター」を開設し、働く意欲がありながら何らかの理由により就労が困難となっている障がい者やひとり親家庭の方、中高年齢者、臨時的な仕事に従事し将来に不安を持つ若者などを対象に、関係機関と連携しながら就職に向けてのサポートや、インターネットによる求人情報検索が行える場の提供などを行っています。	継続	まちづくり推進課

② 幼児、児童教育の充実及び環境整備

事業名	施策内容	今後の方向性	担当課
家庭地域文庫	町では中央公民館と大宝公民館の2ヶ所に図書室を設けていますが、そこまで一人では行けない低年齢の子どもにとって、地域民営文庫の果たす役割は、たいへん大きいものがあります。 町では備品購入費の一部を助成して、その育成に力を注いでいます。	継続	教育課

放課後子ども教室推進事業	学校の余裕教室などを活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちとともに学習や文化活動、地域住民との交流活動などの取り組みを実施することを目的とした事業で、町では、宿題や工作、さまざまな教室を開催し、子どもたちのまなびやふれあいの場を提供しています。また、平成21年度からは、各小学校において、学習指導を目的とした「まなび舎kids」事業を実施しています。	新規	教育課
ブックスタート事業	4か月児健診の際、乳児とその保護者にメッセージを添えて絵本の手渡しを行っています。また、1歳6か月児、3歳6か月児健診の際には、絵本の読み聞かせも行っています。	継続	教育課
絵本読み聞かせ「おはなし会」	子育てセンター事業「しゅっぱぽぽ☆くらぶ」に中央公民館図書室から絵本の貸し出しをおこない、月に2度、参加児童に対し絵本の読み聞かせを行っています。	新規	教育課

③ 家庭や地域の教育力の向上

事業名	施策内容	今後の方向性	担当課
家庭地域文庫【再掲】	町では中央公民館と大宝公民館の2ヶ所に図書室を設けていますが、そこまで一人では行けない低年齢の子どもにとって、地域民営文庫の果たす役割は、たいへん大きいものがあります。町では備品購入費の一部を助成して、その育成に力を注いでいます。	継続	教育課
子育て支援事業「つくしっ子広場」	家庭や地域での「子育て機能」の低下が見られる中、地域における子育て支援の一環として、保育所で移動動物園や音楽鑑賞会など、親子で楽しめる催しを行うとともに、乳幼児の保育に関する相談や助言を行っています。	継続	中央 保育所

(3) 子どもと母親の健康の確保

妊娠期から出産、乳幼児期において母子の健康を守ることは、子どもの健全育成にとってたいへん重要です。各種の健康診査などを充実させるとともに、保健師、栄養士などが訪問して妊産婦の相談に応じるなど、心身両面での健康の確保をはかります。

また、次代の親となる青少年の心身を健やかに育てるための思春期保健対策については、幅広い取り組みが必要となるため、関係者や関係機関が連携して進めていく必要があります。

① 母子の健康維持、増進

事業名	施策内容	今後の方向性	担当課
妊婦一般健診（随時・個別）	全妊婦を対象に指定医療機関で、診察、尿検査、血圧、血色素検査、HBs 抗原検査、保健指導などを実施しています。平成21年度からは受診回数 の拡充（平成20年度3回、平成21年度14回）助成を行い、府外受診の償還払いにも対応しています。	継続	子育て健康課
乳児一般健診（随時・個別）	全乳児を対象に指定医療機関で、問診、診察、身体計測、保健指導などを実施しています。平成21年度からは府外受診の償還払いにも対応しています。	継続	子育て健康課
乳児後期健診（随時・個別）	9か月～1歳未満児を対象に指定医療機関で、問診、身体計測、診察、保健指導などを実施しています。平成21年度からは府外受診の償還払いにも対応しています。	継続	子育て健康課
4か月児健診（12回・集団）	4か月児を対象に、問診、診察、身体計測、健康・栄養相談などを実施しています。	継続	子育て健康課
1歳6か月児健診（6回・集団）	1歳6か月～1歳8か月児を対象に、問診、身体計測、尿検査、診察、歯科診察、フッ化物塗布、むし歯予測テスト、ブラッシング指導、健康・栄養相談などを実施しています。	継続	子育て健康課
2歳児歯科健診（6回・集団）	2歳～2歳2か月児を対象に、歯科診察、フッ化物塗布、むし歯予測テスト、ブラッシング指導、健康・栄養相談などを実施しています。	継続	子育て健康課

3歳6か月児健診（6回・集団）	3歳6か月～3歳8か月児を対象に、問診、身体計測、尿検査、診察、歯科診察、フッ化物塗布、ブラッシング指導、健康・栄養相談などを実施しています。	継続	子育て健康課
予防接種事業	予防接種法第3条に基づき、急性灰白髄炎（ポリオ）、三種混合（ジフテリア、百日ぜき、破傷風）、二種混合（ジフテリア、破傷風）、麻しん風しん混合（はしか、三日ばしか）、BCG、麻しん（はしか）、風しん（三日ばしか）、日本脳炎の予防を行っています。また麻しん撲滅対策による未接種者の把握と再勧奨を強化するとともに、日本脳炎の積極的接種勧奨の再開時における未接種への通知、対応を行っています。	継続	子育て健康課
母子健康手帳の交付（随時）	妊娠届により母子健康手帳や両親教室の案内状を渡します。また、その際、必ず保健師が面接を行い、妊婦の相談に応じながら、家庭での育児サポート体制の把握を行うなどしています。	継続	子育て健康課
両親教室「ゆりかご教室」（2日コース、3回）	妊婦とその家族を対象に、歯科健診、ブラッシング指導、栄養指導、保健指導、妊婦体操、赤ちゃんのお風呂の入れ方実習などを行っています。	継続	子育て健康課
妊産婦訪問・新生児訪問（随時、希望者）	助産師、保健師などが、妊産婦及び新生児を持つ家庭を訪問し、保健指導などを行っています。	継続	子育て健康課
こんにちは赤ちゃん事業	助産師が、生後4か月までの全戸に対し訪問をおこない、保健指導などを行っています。	新規	子育て健康課
訪問による相談	乳幼児とその保護者を対象に、保健師や栄養士が家庭を訪問して、健康相談・栄養相談を行っています。	継続	子育て健康課

育児相談「すくすく広場」(12回)	2か月～12か月児を対象に、親子遊び、赤ちゃん体操、身体計測、健康・栄養相談などを実施しています。	継続	子育て健康課
親と子のよい歯の教室「わっハッ歯教室」(3日コース)	1歳～3歳児とその保護者を対象に、健康な歯を保つため、親子の歯科健診、フッ化物塗布、おやつのお話、ブラッシング指導などを実施しています。	継続	子育て健康課

② 食育の推進

事業名	施策内容	今後の方向性	担当課
離乳食講習会「もぐもぐ教室」(前期6回、後期6回)	3か月～12か月児を対象に、離乳食の進め方・与え方の講習、調理実習、試食を行っています。同時に子育てセンターにおいて、子どもの保育も行っています。	継続	子育て健康課

③ 思春期保健対策の充実

事業名	施策内容	今後の方向性	担当課
思春期保健対策	次代の親となる青少年の心と体の健康づくりは重要な課題です。性感染症、薬物問題、喫煙、飲酒を防止するための啓発活動や、過剰なダイエットなどを防止するための食育など、関係機関が連携して取り組む必要があります。また、乳幼児とのふれあいを通じて、育児への関心を高め、命の尊さを学ぶなどの体験の場を加えることも大切です。	検討	子育て健康課・教育課

④ 小児医療保健対策の充実

事業名	施策内容	今後の方向性	担当課
小児救急医療負担金	少子化が進む状況で、小児医療体制の確立が重要な課題です。町では、富田林医師会などに委託し、午後8時から翌朝8時まで(日曜日は午後4時から翌朝8時まで)の小児救急医療体制を整備します。	継続	子育て健康課

2. 子育て家庭の不安や負担を取り除く環境づくり

(1) 男女がともに協力しあう子育ての啓発

これからの社会の発展には、男女が相互理解のもとに対等な立場でその能力や個性を發揮していく「男女共同参画」の視点が欠かせません。子育てにおいても、その負担が女性だけにかかりがちな現状を見直し、男女が共に力をあわせていくことが重要です。男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動や、両親を対象にして行う子育てについての教室を通じて、男性も育児に参加するという意識づくりをはかります。

① 多様な働き方及び男性を含めた働き方の見直し

事業名	施策内容	今後の方向性	担当課
男女共同参画社会の実現に向けた啓発事業	男性と女性の相互理解のもと、家庭や職場、地域社会などあらゆる分野に両者が参加し、それぞれ対等な立場で能力や個性を發揮できる社会を目指して啓発活動を行っています。	継続	生活環境課
男女共同参画講座「男性子育て教室」	男女共同参画をめざし、子育て中の父親を対象に、子育て講演や子育て実習、実技などを中心とした「男性子育て教室」を開催しています。	新規	生活環境課 ・ 子育て健康課

② 仕事と子育ての両立の推進

事業名	施策内容	今後の方向性	担当課
両親教室「ゆりかご教室」(2日コース、3回) 【再掲】	妊婦とその家族を対象に、歯科健診、ブラッシング指導、栄養指導、保健指導、妊婦体操、赤ちゃんのお風呂の入れ方実習などを行っています。	継続	子育て健康課

(2) 支援を必要とする子どもやその親を支える環境整備

ひとり親家庭や、障がいのある子どもがいる家庭など、特別な支援を必要とする家庭に対し、各種の手当などの支給、保育・教育事業などを実施し、子どもの健やかな成長をはかります。

① ひとり親家庭などの自立支援の充実

事業名	施策内容	今後の方向性	担当課
ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の福祉の向上を図るため、ひとり親家庭の父母と児童の医療費の一部及び入院時食事療養費を、町が負担しています。	継続	子育て健康課
児童扶養手当	ひとり親家庭の福祉の向上を図るため、18歳未満の子どもを養育している対象者に支給しています。	継続	子育て健康課
通常保育事業	保護者が日中に就労などのために保育できない児童を保育しています。	継続	子育て健康課
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	就労などの都合により、保護者の帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合などに、児童養護施設などにおいて一時的に児童を預かり、世話をします。(町外施設に委託)	継続	子育て健康課
地域就労支援事業 【再掲】	厳しい雇用情勢のもと、就職困難者が増加しています。町では「地域就労支援センター」を開設し、働く意欲がありながら何らかの理由により就労が困難となっている障がい者やひとり親家庭の方、中高年齢者、臨時的な仕事に従事し将来に不安を持つ若者などを対象に、関係機関と連携しながら就職に向けてのサポートや、インターネットによる求人情報検索が行える場の提供などを行っています。	継続	まちづくり推進課

② 障がいのある子どもの支援体制の充実

事業名	施策内容	今後の方向性	担当課
子育てネットワーク事業「障がいのある子どもの支援部会」(子育てネットワーク・河南)	<p>子育てネットワークに参画する各機関の実務者で構成する「実務者会議」は3つの部会から成り、そのひとつを「障がいのある子どもの支援部会」としています。</p> <p>定期的開催されるこの部会では、障がい児、者支援検討機関連携調整や就学後の支援及び相談体制の連携、ケース担当者による具体的支援の検討などを行っています。また、対応の必要な個別ケースについては、関係機関から担当者が集まり個別対応会議で検討、連携し対応を進めています。</p>	継続	子育て健康課
心身障害児通園施設運営費補助事業	<p>心身に障がいのある児童の通園施設として、河内長野市に社会福祉法人聖徳園が運営する「しょうとく園」があり、発達に遅れのある子どもや肢体の不自由な子どもに対する保育や訓練を行っています。町では、施設を利用するにあたり、その保育内容の充実と運営の健全化を図ることを目的として、他の南河内管内の市町村とともに、運営費の補助を行っています。</p>	継続	子育て健康課
重度障害者（児）住宅改造助成	<p>在宅で重度障がいを持つ方が、心身の状況により、便所、浴室、廊下などの住宅改造が必要な場合の、改造工事にかかる費用を助成します。</p>	継続	高齢障がい福祉課
遊びの教室「わんぱくランド」(子育てセンター事業)	<p>1歳6か月～未就園児を対象に、親子で遊びを体験する中で、子どもの発育・発達をうながすとともに、親に子どもとの関わり方を学んでもらう教室です。</p>	継続	子育て健康課
障がい児保育事業	<p>保護者が日中に就労などのために保育できない、集団保育の可能な障がいをもつ児童を保育できる環境を整えます。</p>	新規	子育て健康課

福祉作業所 「わかば作業所」	15歳以上で社会参加が困難な重度障がいを持つ方に、通所で作業、訓練、教習指導などを行っています。	継続	高齢障がい福祉課
補装具の交付・修理	身体障害者手帳を交付された人を対象に、障がいのある部分を補って必要な身体機能を回復するため、車いすや義肢、義眼などの補装具の交付・修理を行います。	継続	高齢障がい福祉課
日常生活用具の給付	身体障害者手帳を交付された人で、その障がい程度が一定の等級以上の人は、必要に応じて電気式たん吸引器や特殊寝台などの生活用具の給付を受けることができます。	継続	高齢障がい福祉課
重度障がい者医療	身体障害者手帳（1・2級）を持っている人、療育手帳重度（A判定）に該当する人、療育手帳（B1判定）で身体障害者手帳を持っている人（ただし、生活保護を受けている人は除きます。所得制限あり）で65歳未満の人は、保険診療の範囲に限り、自己負担の一部を、町が負担しています。	継続	高齢障がい福祉課
特別児童扶養手当	精神又は身体に障がいをもつ児童を家庭で養育している人に対して手当を支給し、児童の福祉の増進をはかります。	継続	子育て健康課

3. 子育てにやさしい環境づくり

(1) 地域の子育て環境の整備

子育ては家庭だけではなく、社会全体で支えていくことが大切です。地域で気軽に利用できる子育て支援サービスの提供や、子どもの地域での居場所づくりを推進するとともに、子育てに関わるさまざまな問題について、地域ぐるみで解決を図るためのネットワーク事業に取り組んでいきます。

① 地域における子育て支援サービスの充実

事業名	施策内容	今後の方向性	担当課
子育て支援事業「つくしっ子広場」【再掲】	家庭や地域での「子育て機能」の低下が見られる中、地域における子育て支援の一環として、保育所で移動動物園や音楽鑑賞会など、親子で楽しめる催しを行うとともに、乳幼児の保育に関する相談や助言を行っています。	継続	中央 保育所
しゅっぽっぼ☆くらぶ (子育てセンター事業)	保護者同士の交流や子育て情報交換のできる、親子で自由に遊べる場を提供するとともに保育士を設置し、育児の情報提供や育児相談などを行い、絵本の読み聞かせ、手遊び、リズム遊びなども行っています。 また、育児不安などを解消するため、1歳の誕生日までの乳幼児をもつ、初めて育児を経験される母親を対象として「ベビーしゅっぽっぼ」も実施しています。	新規	子育て 健康課
しゅっぽっぼ☆ランド (子育てセンター事業)	しゅっぽっぼ☆くらぶに参加できない親子を中心に、同内容を提供することで、地域の交流をはかり、身近な地域の子育てに関する情報提供を行っています。(大宝(石川)、中、白木、河内地区で実施)	新規	子育て 健康課
あおぞら広場(子育てセンター事業)	夏期限定で、水遊びを中心とした遊びをたのしむ場を提供し、就学前の子どもや育児中の親同士の交流を行っています。	新規	子育て 健康課

子育てサークル活動助成（子育てセンター事業）	子育て中の保護者が集まり、自主サークルを結成し、子ども同士、親同士の交流や子育てに関する学習、情報交換を行っています。町では地域における子育て支援の一環として、子育てセンターにおいて、無償で、場所の提供や、遊具の貸し出しを行っています。	継続	子育て健康課
子育て教室「きらきら星」（子育てセンター事業）	1歳6か月～4歳の未就園児とその保護者を対象に、保育士の指導のもと、地域ボランティア（民生委員児童委員他）の協力を得ながら、親子遊びを体験する中で、子どもとの関わり方を学び、親同士での仲間づくりを応援しています。 またここで築かれた関係が「子育てサークル」などにつながるようサポートを行っています。	継続	子育て健康課

② 子育てに関する情報提供の充実

事業名	施策内容	今後の方向性	担当課
子育て講習会（子育てセンター事業）	手作りおもちゃの制作や絵本の読み聞かせなどにより、参加し、たのしみながら親子遊びのヒントをつかんでもらうための講習会を地域ボランティア（民生委員児童委員他）の協力を得て開催しています。	新規	子育て健康課
講演会（子育てセンター事業）	子育て関係を専門とする講師を招き、子育てに役立つ情報発信の場として、講演会を開催しています。	新規	子育て健康課
広報紙、ホームページ	子育てに関する各種の情報をわかりやすく提供しています。	継続	人事 広報課

③ 多様な保育サービスの充実

事業名	施策内容	今後の方向性	担当課
通常保育事業【再掲】	保護者が日中に就労などのために保育できない児童を保育しています。	継続	子育て健康課
障がい児保育事業【再掲】	保護者が日中に就労などのために保育できない、集団保育の可能な障がいをもつ児童を保育できる環境を整えます。	新規	子育て健康課
病後児保育事業	病気の回復期にあるが、まだ保育所などへ行けない子供たちを預かり保育する事業について、今後実施を検討していきます。	検討	子育て健康課
延長保育事業	通常保育の前後に時間を延長して保育を行うものです。	継続	子育て健康課
一時預かり保育事業（ぼけっとルーム）	保護者の利用目的に応じて、専任保育士が一時預かり保育事業を行っています。	新規	子育て健康課
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）【再掲】	就労などの都合により、保護者の帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合などに、児童養護施設などにおいて一時的に児童を預かり、世話をします。（町外施設に委託）	継続	子育て健康課
短期入所生活援助事業（ショートステイ）	保護者が病気や疲労その他身体上、精神上、環境上の理由で家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合などに、児童養護施設などにおいて短期間（1週間程度）児童を預かります。（町外施設に委託）	継続	子育て健康課

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	町では、日中に保護者のいない家庭の小学校低学年児童などの育成、指導に資するため、遊びを主体に児童の健全育成活動を行う「児童クラブ」を小学校区ごとに設置し、クラブの運営団体の活動費を補助しています。	継続	教育課
預かり保育	幼稚園で、午後保育のある日の午後2時～4時まで、希望者を対象に預かり保育を行っています。	継続	教育課

④ 子どもの居場所づくりの推進

事業名	施策内容	今後の方向性	担当課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） 【再掲】	町では、日中に保護者のいない家庭の小学校低学年児童などの育成、指導に資するため、遊びを主体に児童の健全育成活動を行う「児童クラブ」を小学校区ごとに設置し、クラブの運営団体の活動費を補助しています。	継続	教育課
放課後子ども教室推進事業【再掲】	学校の余裕教室などを活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちと共に学習や文化活動、地域住民との交流活動などの取り組みを実施することを目的とした事業で、町では、宿題や工作、さまざまな教室を開催し、子どもたちのまなびやふれあいの場を提供しています。	新規	教育課

⑤ 子育て支援のネットワークづくり

事業名	施策内容	今後の方向性	担当課
子育てサークル活動助成【再掲】	子育て中の保護者が集まり、自主サークルを結成し、子ども同士、親同士の交流や子育てに関する学習、情報交換を行っています。町では地域における子育て支援の一環として、子育てセンターにおいて、無償で、場所の提供や、遊具の貸し出しを行っています。	継続	子育て健康課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【再掲】	町では、日中に保護者のいない家庭の小学校低学年児童などの育成、指導に資するため、遊びを主体に児童の健全育成活動を行う「児童クラブ」を小学校区ごとに設置し、クラブの運営団体の活動費を補助しています。	継続	教育課
放課後子ども教室推進事業【再掲】	学校の余裕教室などを活用して、地域の多様な方々の参画を得て、子どもたちと共に学習や文化活動、地域住民との交流活動などの取り組みを実施することを目的とした事業で、町では、宿題や工作、さまざまな教室を開催し、子どもたちのまなびやふれあいの場を提供しています。	新規	教育課
子育てネットワーク事業「育児支援と健全育成部会」(子育てネットワーク・河南)	子育てネットワークに参画する各機関の実務者で構成する「実務者会議」は 3 つの部会から成り、そのひとつを「育児支援と健全育成部会」としています。 定期的開催されるこの部会では、子育て支援情報の交換や子育てサークルなどの運営、不登校と子どもの健全育成に係る情報交換及び関係機関の連携を行っています。また、対応の必要な個別ケースについては、関係機関から担当者が集まり個別対応会議で検討、連携し対応を進めています。	継続	子育て健康課
ボランティア教室（子育てセンター事業）	子育て親子や地域の人材が、センターのボランティアスタッフとして参加していただけるよう、教室を開催しています。卒業後は、センターの環境整備や育児ボランティアとしてご協力いただきます。	新規	子育て健康課

(2) 子どもがのびのび育つ安心・安全な環境の整備

子どもが被害者となる凶悪事件が多発する中で、安全・安心な環境づくりへの要請が高まっていることから、子どもの安全に対する対策の充実をはかります。また、子どもがのびのびと遊べる自然豊かな環境づくりも大切です。さらに、安心して子育てができるよう、子育て家庭の経済的な負担を軽減するための各種の手当てや助成にも取り組みます。

① 子どもの安全の確保

事業名	施策内容	今後の方向性	担当課
教育施設などの警備	町教育施設に、平成 22 年度までは警備員の配置を行い、以降は機械警備（防犯カメラ設置）により児童、生徒などの安全を守る環境を整えます。	継続	教育課 ・ 子育て健康課
子ども 110 番運動の推進	「こども 110 番」運動は、地域の子どもは地域で守り、子どもたちが安心して暮らせる環境を確保することを目的として、青少年育成大阪府民会議が推進する運動です。町では、子どもが巻き込まれる事件を未然に防ぐために、公用車に本運動のステッカーを貼り、啓発につとめています。	継続	教育課
青色防犯パトロール	町では、月曜～金曜日（祝祭日のぞく）に、主に下校時間帯の通学路を中心に、町職員 2 名による、防犯パトロールを行っています。 また、「みんなで守ろうみんなの安全」を合言葉に、各地区においても「ブルーガード」が設立され、地域と行政が協働し、防犯啓発や子どもの下校時の安全確保及び町域の治安の向上を目的とし活動しています。	新規	危機管理室

② 子育てに配慮した地域環境の整備

事業名	施策内容	今後の方向性	担当課
出生記念樹配布事業	21 世紀の本町を担う子どもの誕生に敬意を表し、健やかな成長を願い、あわせて町の豊かな自然環境を守り、育てる意識を深めていただくため、出生から配付月までに本町に居住する満 1 歳未満の赤ちゃんに対し、「出生記念樹」を贈呈しています。	継続	まちづくり推進課

公園管理事業	町には21か所の街区公園等、2か所の近隣公園、6ヘクタールに及ぶ都市公園のほか、農村公園などがあり、子どもやその保護者がのびのび遊べる空間となっています。町では、そうした公園の適切な管理を行い、美化につとめています。	継続	施設整備課
ちびっこ老人憩いの広場遊具設備など整備事業	児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成をはかるとともに、老人の憩いの場となるよう、地区が設置する「ちびっこ老人憩いの広場」に対して、町では遊具設備などの整備及び維持、補修などに関して補助を行っています。	継続	子育て健康課

③ 経済的負担の軽減

事業名	施策内容	今後の方向性	担当課
ひとり親家庭医療費助成事業【再掲】	ひとり親家庭の福祉の向上を図るため、ひとり親家庭の父母と児童の医療費の一部及び入院時食事療養費を、町が負担しています。	継続	子育て健康課
児童扶養手当【再掲】	ひとり親家庭の福祉の向上を図るため、18歳未満の子どもを養育している対象者に支給しています。	継続	子育て健康課
重度障がい者医療【再掲】	身体障害者手帳（1・2級）を持っている人、療育手帳重度(A判定)に該当する人、療育手帳(B1判定)で身体障害者手帳を持っている人(ただし、生活保護を受けている人は除きます。所得制限あり)で65歳未満の人は、保険診療の範囲に限り、自己負担の一部を、町が負担しています。	継続	高齢障がい福祉課

特別児童扶養手当 【再掲】	精神又は身体に障がいをもつ児童を家庭で養育している人に対して手当を支給し、児童の福祉の増進をはかります。	継続	子育て健康課
乳幼児医療費助成事業	乳幼児の健全な育成に寄与するため、児童を養育している人に支給しています。	継続	子育て健康課
子ども手当給付	次世代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの児童を対象に所得制限を設けず支給を行います。	新規	子育て健康課

以上が、町が実施または今後実施を検討している施策についてまとめたものですが、次世代育成支援対策を推進していくためには、町各種団体や、各関係機関の協力を受け、ともに取り組みを進めていくことが重要となります。

※注「今後の方向性」については「継続」、「新規」、「検討」の3つの項目で分類しています。

「継続」、「新規」については前期計画時点を基準とし、「検討」については、平成22年度以降の取り組みとなります。

1. 特定事業の目標事業量について

「次世代育成支援対策推進法」では、市町村行動計画において、次世代育成支援対策の実施により、達成しようとする目標を定めることとされており、「行動計画策定指針」においても、次世代育成支援対策として重要な施策を踏まえつつ、各市町村の実情に応じた施策をその内容に盛り込むことが必要であり、各施策の目標設定に当たっては、利用者などのニーズを踏まえて、可能な限り定量的に示すなど具体的な目標を設定することが必要であるとされています。

国においては、全国共通で目標設定が期待される事業について「特定14事業」を設定しており、地域におけるサービス供給の実現可能性を踏まえた上で、前期行動計画から引き続き、後期行動計画期間中における整備目標量を設定するとともに、後期計画ではこれに加え「潜在的なニーズ量」などの把握につとめる必要があるとされています。

2. 後期計画、特定事業の目標設定

町では、「特定14事業」について、アンケート調査から「潜在的なニーズ量」の把握につとめ、実現可能性を踏まえたうえで、以下のように後期計画の目標事業量を設定しました。

(1) 平日昼間の保育サービス

① 通常保育事業

保護者が日中就労などのために保育できない児童を認可保育所で保育する事業。

(保育時間：午前8時～午後7時の11時間)

事業項目		単位	平成26年度 目標事業量	平成21年度 実績予定
3歳 未満児	認可保育所	人	80	53
3歳 以上児	認可保育所	人	90	109

②特定保育事業

保護者がパート就労などにより、家庭での保育が一時的に困難となるなど保育要件にあてはまらない子どもに対し、一時的に保育を行う事業。

事業項目		単位	平成 26 年度 目標事業量	平成 21 年度 実績予定
年齢区分 なし	特定保育	か所	0	0

(2)夜間帯の保育サービス

③延長保育事業

認可保育所において、通常保育の前後に時間を延長して保育を行う事業。

事業概要	単位	平成 26 年度 目標事業量	平成 21 年度 実績予定
延長保育事業	人	130	100
	か所	2	1

④夜間保育事業

保護者の就業形態、時間の多様化に対応するため、延長保育終了後も保育を行う事業。

事業概要	単位	平成 26 年度 目標事業量	平成 21 年度 実績予定
夜間保育事業	人	0	0
	か所	0	0

⑤トワイライトステイ事業

就労などの都合で保護者の帰宅が常に夜間になる場合など、家庭保育が一時的に困難になる場合、児童福祉施設において児童を一時的に預かり、夕食や入浴などを行う事業。

事業概要	単位	平成 26 年度 目標事業量		平成 21 年度 実績予定	
トワイライトステイ事業	人	3		3	
	—	場所数	施設数	場所数	施設数
	か所	3	3	3	3

(3)休日保育事業

⑥休日保育事業

休日に、保護者が就労などのために日中保育できない児童を保育する事業。

事業概要	単位	平成 26 年度 目標事業量	平成 21 年度 実績予定
休日保育事業	人	0	0
	か所	0	0

(4)病児・病後児保育事業

⑦病児・病後児保育事業

保育士や看護師などが、病気回復期にある児童を保育所、病院などにおいて保育する事業。

事業概要	単位	平成 26 年度 目標事業量	平成 21 年度 実績予定
病児・病後児保育事業	か所	1	0

⑧体調不良児保育事業

保育士や看護師などが、体調不良となった児童を保育する事業。

事業概要	単位	平成 26 年度 目標事業量	平成 21 年度 実績予定
体調不良児対応型	か所	0	0

(5)一時預かり事業

⑨一時預かり事業

普通家庭において、児童を保育している保護者の病気時の対応や育児疲れ解消など多様なニーズに対応し、一時的に児童を保育する事業。

事業概要	単位	平成 26 年度 目標事業量	平成 21 年度 実績予定
一時預かり事業	か所	1	1

(6)ショートステイ事業

⑩ショートステイ事業

保護者が病気になった場合などに、児童福祉施設において短期間児童を預かる事業。

事業概要	単位	平成 26 年度 目標事業量		平成 21 年度 実績予定	
		場所数	施設数	場所数	施設数
ショートステイ事業	—				
	か所	3	3	3	3

(7)放課後児童健全育成事業

⑪放課後児童健全育成事業

保護者が日中就労などの理由により、家庭にいない小学生（主に低学年）に対し、授業終了後に児童館や小学校の余裕教室などにおいて、適切な遊びや生活の場を提供する事業。

事業概要	単位	平成 26 年度 目標事業量		平成 21 年度 実績予定	
		場所数	施設数	場所数	施設数
放課後児童健全育成事業	人	110		115	
	か所	4		5	

(8)放課後子ども教室推進事業

⑫放課後子ども教室推進事業

放課後や週末などに小学校の余裕教室などを活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを行う事業。

事業概要	単位	26 年度 目標事業量	
		場所数	施設数
放課後子ども教室推進事業	か所	4	

(9)地域子育て支援拠点事業

⑬地域子育て支援拠点事業

子育て不安に対する相談、指導や子育てサークルへの支援など、地域の子育て家庭のニーズにそった支援を行う事業。

事業概要	単位	平成 26 年度 目標事業量	平成 21 年度 実績予定
地域子育て支援拠点事業	か所	1	1
うちセンター型	か所	1	1

(10)ファミリーサポートセンター事業

⑭ファミリーサポートセンター事業

地域において、子育てや介護の支援を受けたい人で行いたい人が会員登録し、育児や介護などについて助け合いを行う会員組織による事業。

事業概要	単位	平成 26 年度 目標事業量	平成 21 年度 実績予定
ファミリーサポートセンター事業	か所	0	0

1. 河南町次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「法」という。）

第21条の規定に基づき、「河南町次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）」を設置する。

(掌握事項)

第2条 地域協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第8条に定める市町村行動計画（以下「計画」という。）の素案の策定に関する
こと。
- (2) 計画の個別事業及び計画全体の進捗状況の点検・評価に関すること。
- (3) その他次世代育成支援対策の推進に必要となるべき措置に関すること。

(組織)

第3条 地域協議会の委員は、次に掲げる者各1名を町長が委嘱する。

- (1) 河南町議会議員
- (2) 河南町区長会に属する者
- (3) 河南町民生委員児童委員協議会に属する者
- (4) 河南町PTA連絡協議会に属する者
- (5) 河南町青少年指導員連絡協議会に属する者
- (6) 河南町社会福祉協議会に属する者
- (7) 河南町立学校長を代表する者
- (8) 河南町教育相談員
- (9) 河南町幼児教育研究会に属する者
- (10) 大阪府富田林子ども家庭センターに属する者
- (11) 公募による住民の代表

(会長)

第4条 地域協議会に会長1人、副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、地域協議会を代表し、会議を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 地域協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 地域協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明その他協力を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、5年とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 地域協議会の庶務は、健康福祉部子育て健康課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し、必要な事項は、地域協議会において別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

(効力)

2 この要綱は、平成27年7月31日をもってその効力を失う。

附 則(平成21年8月14日告示第95号)

この要綱は、公布の日から施行する。

2. 河南町次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

(順不同、敬称略)

団 体 名	役 職	名 前	備 考
町 議 会	議 長	廣谷 武	
区 長 会	会 長	筧 俊彦	
民生委員・児童 委員協議会	主 任 児 童 委 員	加賀山 昭五	
社会福祉協議会	会 長	槇野 日出男	
幼児教育研究会	会 長	安居 美千代	中央保育所所長
大阪府富田林子ども 家庭センター	地域相談課長	福井 政志	
PTA 連絡協議会	会 長	古川 正幸	
青少年指導員 連絡協議会	幹 事	山内 美枝子	
校 長 会 会 長	会 長	隅谷 英行	大宝小学校校長
河南町教育相談員		赤松 大二郎	
公 募 委 員		駒崎 順子	公募による住民の代表